平成２９年第１回美幌町議会定例会会議録

平成２９年３月　７日　開会
平成２９年３月２３日　閉会

平成２９年　３月　９日　第３号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第　２　一般質問　　１番　髙　橋　秀　明　君
８番　岡　本　美代子　君
日程第　３　議案第１１号～第２５号

○出席議員

１番	髙　橋　秀　明　君	２番	大　江　道　男　君
３番	新　鞍　峯　雄　君	４番	上　杉　晃　央　君
５番	稲　垣　淳　一　君	６番	戸　澤　義　典　君
７番	早　瀬　仁　志　君	８番	岡　本　美代子　君
９番	坂　田　美栄子　君	副議長１０番	吉　住　博　幸　君
１１番	橋　本　博　之　君	１２番	中　嶋　すみ江　君
１３番	古　舘　繁　夫　君	議　長１４番	大　原　　昇　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明員

美幌町長	土　谷　耕　治　君	教育委員会教育長	平　野　浩　司　君
監査委員	髙　木　　清　君		

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明員

副町長	平　井　雄　二　君	総務部長	広　島　　学　君
民生部長	高　崎　利　明　君	経済部長	矢　萩　　浩　君
建設水道部長	小　西　　守　君	病院事務長	但　馬　憲　司　君
会計管理者	植　木　恒　則　君	事務連絡室長	中　村　敏　文　君
総務主幹	石　澤　　憲　君	電算主幹	河　端　　勲　君
まちづくり主幹	露　口　哲　也　君	政策主幹	小　室　秀　隆　君
財務主幹	小　室　保　男　君	契約財産主幹	大　場　正　規　君
税務主幹	田　中　三智雄　君	環境生活主幹	佐々木　　斉　君
児童支援主幹	武　田　孝　司　君	福祉主幹	遠　藤　　明　君
健康推進主幹	佐　藤　和　恵　君	社会福祉主幹	多　田　敏　明　君
農政主幹	渡　辺　靖　行　君	耕地林務主幹	伊　成　博　次　君
商工主幹	後　藤　秀　人　君	観光主幹	那　須　清　二　君
建設主幹	川　原　武　志　君	施設管理主幹	中　沢　浩　喜　君
建築主幹	西　　俊　男　君	水道主幹	御　田　順　司　君
病院総務主幹	遠　國　　求　君	事務連絡室次長	志　賀　　寿　君
事務連絡室庶務主幹	岩　田　憲　次　君	教育部長	高　木　恵　一　君

学校教育主幹	田村圭一君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	荒井紀光子君	町民会館建設主幹	斉藤浩司君
スポーツ振興主幹	浅野謙司君	博物館長	鬼丸和幸君
農業委員会事務局長	酒井祐二君	選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本勝君	議事係	寺田好君

午前１０時００分　開議

◎開議宣告

○議長（大原　昇君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから平成２９年第１回美幌町議会定例会第３日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（大原　昇君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１２番中嶋すみ江さん、１３番古舘繁夫さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原　昇君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第２　一般質問

○議長（大原　昇君）　日程第２　一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

１番髙橋秀明さん。

○１番（髙橋秀明君）〔登壇〕　さきに通告してある観光政策についてお伺いをいたします。

一つ目として今後の観光政策の展望について、二つ目として宿泊施設等の今後の方向性についてです。

まず１番目の今後の観光政策の展望についてでありますけれども、数年前より、国や道においても本腰を入れて観光政策を真剣に取り組み始めました。また、それに呼応するように、観光事業者も積極的に新規投資を行うような動きを見せてきています。

そして、道内の代表観光地と称される地区の自治体でも、観光事業者や地域のあらゆる事業者と連携して観光客の大幅誘引を計画し、既に実行していると聞いております。

美幌町は、平成２８年度から３８年度までの美幌町観光振興革新戦略ビジョンを策定しておりますが、なお一層の魅力ある観光を再構築する意思表示だと思います。国も、地方創生のもとになる観光資源の再開発をしてくださいと言わんばかりに背中を押し始めてまいりました。それには、美幌町観光の町民が共有できる核をしっかりと決めて、あらゆる可能性を積極的に実践していかなければならないと考えますが、今後の観光発展に向けてのお考えをお示しいただきたいと思います。

２点目は、宿泊施設等の今後の方向性についてでありますけれども、観光政策において必要不可欠な要素の一つとして宿泊施設問題があります。

美幌町内には、グリーンビレッジを含め、旅館、ホテル、民宿は８カ所で、宿泊定員は３５７名となっております。これは、観光地の平均ホテルの１軒分の人数です。これでは、日帰り観光客で十分とするなら結構ですが、近年、観光地の観光旅館への宿泊以外に、北見などのビジネスホテルに宿泊し、そこを基点に観光地を巡る観光客が多数いると推察されます。

観光旅館にとっては、客数の減少につながり、ホテルによっては経営戦略を見直して高級路線に変更しているホテルも見受けられます。これは、旅行形態が多様化して、観光地にもビジネスホテル業者が進出し、また、観光地に直接宿泊しなくても近隣の低廉価格のホテルでも不便はないということのようです。

そうであれば、美幌町も候補となります。しかしながら、現状ではホテルへの設備投資は難しいのが現状です。

最近では、自治体や各団体による空き家を利用した民泊を含めた観光資源の活用が盛んに行われるようになりました。国も法整備をして積極的に推し進めようとしています。

そこで、美幌町も政策の一つとして空き家を有効利用し、宿泊施設をふやしてはどうかと思いますが、お考えをお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　髙橋議員の質問に答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、観光政策について、今後の観光政策の展望についてでありますが、美幌町観光振興革新戦略ビジョンは、平成２０年度に策定の美幌町観光振興計画が平成２７年度をもって期間満了を迎え、大きく変化する観光客の旅行形態や観光ニーズに対応し、年々減少する観光入込数の安定維持・拡大を図るため、その更新版として昨年８月に策定いたしました。

戦略ビジョンで掲げた施策を着実に実行するため、実施主体である観光物産協会、商工会議所と定期的に協議及び進行管理をしながら推進しているところであります。

このような中、２０１６年3月に政府により明日の日本を支える観光ビジョンが取りまとめられ、訪日外国人旅行者数を２０２０年までに現在の２倍以上の４，０００万人にする大きな目標が掲げられました。同ビジョンで掲げられた施策の中で、国立公園の分野では国立公園満喫プロジェクトとして訪日外国人を引きつける取り組みを計画的・集中的に実施し、訪日外国人の国立公園利用者数を２０２０年までに現在の２倍以上の１，０００万人にふやすことを目指すこととされたところであります。この目標を達成するため、先進的・集中的な取り組みを実施する国立公園の一つとして、全国８カ所の中に阿寒国立公園が選定されました。

本町としては、阿寒国立公園の玄関口で重要な観光資源である美幌峠園地において、今後、このプロジェクトにより老朽化した施設の改修やインバウンドを意識した施設の整備が大きく進むことを期待しているところであります。

御質問の今後の観光発展に向けての考えですが、本町の観光の拠点は美幌峠であり、美幌峠を核とした観光振興を図り、美幌峠に来た観光客をいかに美幌町内に呼び込み、消費につなげていけるかが重要であると考えております。

マニフェストに掲げる観光資源の点から線、面への展開推進を達成するために、観光拠点のさらなる魅力アップと事業展開を図り、国、近隣自治体及び関係団体と連携を図りながら観光振興を推進してまいりたいと考えております。

次に、宿泊施設等の今後の方向性についてでありますが、第６期美幌町総合計画及び美幌町観光振興革新戦略ビジョンにおいても宿泊施設の誘致について掲げているところですが、このことは、多くの策定委員及びアンケート調査からも要望が多数あるところであります。

宿泊施設の誘致は、滞在型観光の推進を図るためには必要不可欠なもので、本町にとって重要な課題であると認識しているところであります。今後とも、商工会議所を初めとした関係団体と連携を図りながら、

誘致に向けて努力してまいりたいと考えています。

御質問の空き家の有効利用による宿泊施設への活用についてでありますが、少子高齢化が進む我が国において、空き家の増加が社会的問題となっており、空き家に関する施策を検討している自治体がふえております。

本町におきましても、平成２９年度において、空き家実態調査を実施し、今後における空き家に関する施策を検討することとしております。

一方で、国が成長戦略として掲げた観光立国の政策などにより、訪日外国人が増加しており、それらに伴い宿泊施設が不足している背景から、空き家やマンションの空き部屋などを利用した民泊が注目されていることは認識しているところであります。

しかしながら、空き家を活用した民泊施設を開業する上では、東京圏、関西圏などの国家戦略特区エリアの一部を除き、旅館業法、消防法、建築基準法などのさまざまな法的規制があり、多岐にわたって許認可を受けなくてはならないなど、多くの課題があるのが実情であることから、現段階において、本町で空き家を宿泊施設として活用することは難しい状況でありますが、その可能性については今後検討を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁させていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　１番髙橋秀明さん。

○１番（髙橋秀明君）　改めて質問をさせていただきます。

美幌町観光のシンボルと言えば美幌峠となります。これは誰も異論がないと思います。町長も、現在の観光の主役は美幌峠だという認識のもとで、峠に来た観光客を美幌町内に呼び込むことが大事だということでした。町長の中で、それに対するいい方策、秘策、あるいは思いというものをお持ちであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　議員がおっしゃるように、やはり美幌の観光の核となるのは美幌峠だと思います。美幌峠に年間七十数万人が訪れるわけでありますけれども、この七十数万人に、いかにまちの中に来ていただいて消費をしていただくか、そして、願わくば泊まっていただいて、さらなる消費をしていただくというのが私の望む観光ビジョンです。

そのためにどうするかというと、美幌町内にたくさんの観光施設があると思います。いろいろな見どころもありますし、施設もありますので、その途中経過も含め、それらをいかに結んでいくかが極めて重要だと思っております。

○議長（大原　昇君）　１番髙橋秀明さん。

○１番（髙橋秀明君）　観光と一口に言っても、これが観光ですと定義するのは難しいと考えます。私も今まで観光地と称するところで商売をしてきましたが、その観光地ですら、これが本当の観光だと決めるのには相当頭を悩ませているのを見てまいりました。

美幌も、阿寒の玄関口として観光が輝かしい時期もあったように記憶していますが、旅行形態や交通手段の変化により変貌していると思います。

今、国も、インバウンドとして４，０００万人からそれ以上の海外客の入り込みの計画をしております。道内でも２０１５年は海外客が２００万人を超えている状況で、北海道も２０２０年には海外客５００万人という目標を掲げています。その目標だけではないと思いますが、インバウンドの加速化による稼ぐ観光の確立として２０億円を超える関連予算を計上していると聞いております。

国においては、日本版ＤＭＯを核とする観光地域づくりで、各省庁連携で観光に関するありとあらゆる事業が網羅されております。それには、直接の旅行関係予算も当然ありますが、その中には地方創生推進交付金、中心市街地活性化制度など、ふるさと創生関連のいろいろなメニューがあります。これを見ていると、観光事業は裾野が非常に広いわけでありますから、あらゆるものが観光関連事業となり得ると考えられます。各省庁はそこを利用して観光政策という名のもとに、観光振興はもちろんですが、それと付随して皆さんの知恵を絞って、たくさん用意したメニューの中から利用して、地域活性をしてくださいとお膳立てをしてくれているのではないかと私は勝手に思っております。町長の受けとめ方、お気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　国は、明日の日本を支える観光ビジョンを発表していますが、観光先進国への三つの視点と１０の改革という中で、地方創生に絡む施策について言っております。裾野が広いというようなことを含めて、観光を基幹産業にしていこうという国の考え方があります。それは、もとより我々が望むところですので、我々もこのビジョンをしっかりと理解し、できるものについてはこの中で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　１番髙橋秀明さん。

○１番（髙橋秀明君）　先ほどの日本版ＤＭＯを核とする観光地域づくりの支援メニューの中の一つに、地域力創造アドバイザーという外部専門家を招聘する事業があります。特別交付税扱いになっておりますが、きのう稲垣議員が質問した地域おこし協力隊の事業と並行しているかと思われますけれども、これも事業の一つとして挙げております。

これは、市町村が外部専門家を招聘して地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高めるとあります。専門家としては、民間専門家が３０５名、先進市町村の職員が２４名、計３２９名が登録され、準備をしているようです。そして、３年間の期間でアドバイスをするというものであります。

今、美幌町は、観光、地域活性、まちづくりなどいろいろな事業で模索をしておりますけれども、専門家の目で改めて見て計画を立て直すということも大事なのではないかと思います。その辺のところも町長のお考えをお伺いします。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　ただいま、髙橋議員から、日本版ＤＭＯを活用した総務省の事業についてお話がありました。現在、美幌町では、商工会議所が中心となったニューツーリズム推進委員会というものに一昨年から取り組んでいる状況です。こちらの中でも、観光産業は非常に裾野が広いということで、各省庁でも今おっしゃっていた総務省の事業に類した補助メニューがある状況です。その中で、現在、総務省ではありませんが、他の省庁で同様の事業に取り組むべく準備を進めている状況であることを報告させていただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　１番髙橋秀明さん。

○１番（髙橋秀明君）　それに関しては、十分吟味して、優先的に考えてもらって、再度見直してもらうことが大事だと思います。専門家の目はかなり重要になります。町内で既存の考えで行おうとしてもなかなかうまくいかないのが各地区の現状であります。十分力を入れてやっていただきたいと思います。

１回目の答弁で、観光物産協会、商工会議所と協議をしているとありました。美幌での観光振興、地域振興を考える場合は、この団体を筆頭にして各事業所や町民が一

体となって推進していかなければ、いつまでたっても進まないということです。中心市街地活性に関しては、商工会議所でも北３丁目を初め、にぎわいのまちづくりに真剣に取り組んでいます。どうしても地権者または資金の問題で苦労を強いられていますが、私は峠の客の足を美幌市街に向ける有効な事業として、にぎわいのまちづくり事業、または商店街のど真ん中に道の駅もつくるという斬新な考えで、新たな商店街づくりをしてもいいのではないかと思っております。ただ、民間当事者だけではかなりの重荷かと思いますので、町の出番になります。

昨日、町長は、答弁の中で大変すばらしい言葉を下さいました。強い風のときにはガードをして、弱い風のときは後押しするのが私の仕事ということです。これは、町行政と置き換えてもいいかと思います。そこで、今、各地で展開しているまちづくり会社を設立して、民間と行政が一体となって地域活性、商店街再生を真剣に考えてはどうかと思います。

美幌町の人口はまだ２万人います。過疎債を利用できるとはいえ、他町村から見れば、まだまだ大きなまちだと思います。２５年後でも１万４，０００人という統計が出ています。北海道で言えば、１万５，０００人もまだまだ大きなまちの部類に入ると思います。今のうちからあらゆる行動を起こしていかないと、若い人たちの活気がだんだんなくなるのではないかと思いますが、町長の思いを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　人口減少社会に入っているということで、今おっしゃったように、将来的に１万４，０００人、１万２，０００人という推計値が出ておりますけれども、それに対応して今のうちに手を打たなければいけないという思いは、私も同じような考え方であります。そのため、あらゆるものを全面的に推進していかなければいけないと思っております。それには、財源が限られておりますので、片方はしっかりとスクラップをして、新しいところにビルドしていくというような方法も考えながら、今のうちに手を打っていきたいということです。

美幌峠に観光客の皆さんが来て、それを町内に引き込む方法として、今議員がおっしゃったように、道の駅とか、にぎわいをどう取り戻すかということも極めて重要だと思っております。今、商工会議所とも、リセットした後、内部で一生懸命協議をしながら進めているところであります。

いずれにしましても、今のうちから総合的な施策を打っていきたいと思っているところでございます。

○議長（大原　昇君）　１番髙橋秀明さん。

○１番（髙橋秀明君）　今、町長に答弁していただきましたが、今まで以上に精力的にやっていただきたいと思います。

これは私の勝手な思い入れですが、観光といえば、国立公園には及ばないのですけれども、北海道ガーデン街道という観光街道があります。これは、上川町の大雪森のガーデンから始まり、旭川の上野ファーム、富良野市、清水町、帯広・十勝地区の計８カ所の北海道らしいすばらしいガーデンを利用した観光コースであります。季節的にまだですが、オホーツク地域にも、東藻琴・滝上の芝桜公園、小清水のリリーパーク、北見のフラワーパラダイス、遠軽のコスモス園などの花公園があります。美幌でも、リリー山周辺をリリー山の名前にふさわしい花公園として、オホーツクガーデン街道みたいなものを企画し、地域協働、連携で観光づくりの作業をしてもいいのではないかと思っておりますが、そういう考えに協賛していただけるかどうか、観光の一つとしてそういうことも視野に入れてもらえるのか、考えをお聞かせいただきたい

と思います。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　先ほど来、美幌峠の話が出ています。美幌峠は、自然として我々がいただいて、今活用させていただいているということで、人為的なことはなかなか難しいことだと思います。

そこで、今、議員がおっしゃったことについては、花を植えたり、それを街道にしたりするということは、人がかかわって、人がつくり出すものであると思っておりますので、花街道がいいのかどうかは別として、新たな手法としてそういうことも考えていかなければいけないのではないかと私は思っています。

○議長（大原　昇君）　１番髙橋秀明さん。

○１番（髙橋秀明君）　私の言っていることが夢物語なのかどうかはわかりませんけれども、これからそういういろいろな方法をぜひ考えていただきたいと思います。

そこで、道では、観光税の検討もしているようです。町単独で観光税を検討して実際には至らなかった地区は何カ所かあると聞いていますが、道では真剣に導入を検討すると報道されております。これは、道も観光立国北海道ということで観光整備に全力で取り組むあらわれと考えております。

釧路では、既に二、三年前に入湯税を値上げして、その地区の観光周辺整備、商店街整備に特化してその財源をすべて投入しております。入湯税そのものの財源としては年間３，０００万円程度と聞いておりますが、全額を周辺整備に充てていると聞いております。

各地区で、観光地域活性のため、知恵を絞って特色ある取り組みを頑張っています。そういう意味においても、我が町も観光地はすぐそこにあるわけですから、いろいろな手を打つことが大事だと思います。商工会議所、観光物産協会を中心として、町が物心ともにバックアップして取り組むということを期待して、この質問を終わります。

最後に、町長の思いをもう一度お願いいたします。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　私も道が観光税を検討しているという新聞報道を見ました。ただ、観光税を取ることによって客足が遠のくというようなことにならなければいいなと思っています。美幌峠も一時は１３０万人と言われている入り込み客があり、今は７０万人で、ことしは７０万人を切ると思っておりますが、減少傾向の中でお金を取るのはなかなか難しいことではないかと思っております。

私は、道には、観光税の前に森林環境税を取ってほしいと思っているぐらいで、財源を求めるのであれば別のところに求めていただきたいという思いをしております。

○議長（大原　昇君）　１番髙橋秀明さん。

○１番（髙橋秀明君）　続いて、空き家利用での民泊ということですが、答弁では非常に難しいということであります。当然、それは重々理解をしております。一般の空き家を素泊まりの民泊にしてくださいとお願いしても、どうぞと言う人は多分いないと思います。

観光ということを考えたときに、我が町の宿泊施設は宿泊定員を見ても非常に少ないです。各種イベントを開催しても、皆さんは宿泊施設に毎回苦労しているのではないかと思います。

そこで、今、全国的に注目しております空き家利用の民泊を考えました。

町の施設でも、あいている建物があれば利用してもいいと思います。仮に峠の湯でも構わないですが、空いている空間、広間、利用度の少ないところを宿泊施設にするという柔軟な考え方もあってもいいのではないかと思っておりますが、その点についてはどうお思いでしょうか。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　今、議員からお話がありました、空き家あるいは空いている公共施設の有効活用ということでございます。ただ、寝具を提供して泊まらせるということについては、全て旅館業法に基づいて許認可が必要ということになっております。残念ながら、簡易宿泊施設としても、旅館業法に基づいて許可を取らないとその施設は法的に認められないということになっております。

今、それぞれの空き家等々を含めて考えたときに、国家戦略特区の中で認められているところだけでございまして、特区の中で施設として認可を受けているのは、現在、全国的に見て２６施設となっております。残念ながら、北海道自体がこの特区を受けておりませんので、特区の認可はないということで、ほとんどが東京、関西、そして九州という形になっております。

いずれにしても、さまざまな法をクリアしていかないと宿泊施設として提供することはできないと考えておりますので、現段階においては非常に難しい状況であると認識しているところでございます。

○議長（大原　昇君）　１番髙橋秀明さん。

○１番（髙橋秀明君）　そういうことだろうという認識は十分持っております。今すぐに民泊ができるとは思っていませんし、旅館業法を無視してまでやるということにはなりません。ただ、これからだんだん緩和していくのではないかという期待を込めて、その中で準備を進めていっていいのでないかという思いで質問をさせていただきました。

最後の話題です。

今、美幌でも指定管理でお世話になっている共立メンテナンスにおいては、ウトロ地区で８０億円とも言われる宿泊施設の着工の準備もしているようです。８０億円に近いわけですから、その２０分の１のものでもいいから美幌にホテルをつくっていただきたいものだという思いがあります。

そこで、宿泊施設の誘致という意味で、宿泊施設だけではないのですけれども、今、宿泊関係事業者への企業誘致活動はどのような活動をしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　行政が直接当たるのはなかなか難しいという思いでおります。

今、具体的に名前が出ていました共立メンテナンスは、ドーミーインというホテルをやっております。私は一度、ここの社長にお会いして、いろいろな話をさせていただきましたけれども、基本的に行政が出ていくというのはなかなか難しいことだと思います。

今、民間の組織が立ち上がろうとしていますので、できればそちらのほうで、観光事業全体の話とプラスしてホテルのことも検討していただきたいという思いを持っております。それはもう少し時間がかかると思いますので、何とかいい案を出していただき、具体的な取り組みができるようにしていきたいと思っております。

いずれにしろ、民業圧迫とか武士の商法と言われる中で、行政が主体的にかかわっていくことはなかなか難しいと思いますが、宿泊施設というのが我が町の最大のウイークポイントだと思っていますので、これを何らかの形でやらなければ観光全体の発展が難しいだろうと思っているところでございます。

○議長（大原　昇君）　１番髙橋秀明さん。

○１番（髙橋秀明君）　今のことは十分わかりました。

町長も各部署も遠慮せず、町が前面に出てはまずいということではなく、連携して一緒になって、今後、誘致の後押しを積極的にしていただきたいと思います。

最後にお願いがあります。ことしの夏、美幌開基１３０年ということで、北海道日本ハムファイターズとＨＢＣ共催のファイターズ祭り事業が美幌で開催されます。町長は縦じまの六甲おろしですが、私はファイターズ後援会の一人として手伝いに出ます。８月１０日から１２日まで、キャラクターのＢＢやファイターズガールを含めて結構な団体が来町の予定です。日ハムもこのための運営費として結構な金額を予算していると聞いております。つきましては、祭りの実行委員会には御苦労をかけますけれども、町も万全の協力で対応してくださいますよう、よろしくお願いいたします。

町長、よろしくお願いします。

○議長（大原　昇君）　ここはお願いする場所ではないということだけは伝えておきます。

これで１番髙橋秀明さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は１０時５５分といたします。

午前１０時４６分　休憩

午前１０時５０分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）〔登壇〕　私は、さきに通告いたしました３項目について質問いたします。

まず１点目は、災害対策についてです。災害時のトイレの整備について質問いたします。

災害時、支援物資の食料や炊き出しと同様にトイレの提供も重要で、国や自治体も対策を進めています。

美幌町においても、携帯トイレを確保し、対策をとっていますが、昨年４月の熊本地震においては、水洗トイレの感覚で利用できるマンホールトイレが力を発揮しました。熊本市では、震災前に４カ所の中学校に２０基のマンホールトイレを事前整備していたことから、震災後、利用者から大変好評だったようです。

事前整備が必要なマンホールトイレは２０１４年の調べで全国に２万基と少ないのが現状で、国土交通省はマンホールトイレ整備・運用のガイドラインを作成し、良好なトイレ環境を切れ目なく提供するよう努める必要があるとして自治体に整備を促しています。美幌町においても、災害時の対策として今後の公共施設整備や改築時、避難所改築時にトイレ整備の調査・研究をしていく考えがあるか、お聞かせください。

２点目は、保健行政についてです。

男性の不妊治療について質問をさせていただきます。

不妊は女性だけの問題ではなく、原因の約半数が男性側にもあり、苦しんでいる人がたくさんいます。しかし、公にしている人は少なく、男性が原因の不妊を知らない、身近に感じられない人も多く、子供はまだかなど知らないうちに人を傷つけているのではないかと言われています。男性の不妊について広く周知し、理解することが必要と考えます。

自覚症状がない無精子症や乏精子症など、男性が不妊かどうかを確認するには医療機関で検査を受けなければならないと言われていますが、美幌町立国保病院での検査・治療体制の状況について伺います。

また、男性の不妊治療の助成制度についてはどのようになっているのか、お聞かせください。

３点目は、美幌高校への支援についてです。

新年度予算において、町外から美幌高校農業科に入学する生徒に１０万円を助成し、支援する取り組みは大変喜ばしいと受けとめています。しかし、子供の６人に１人が貧困である現状を踏まえると、これで

万全であるとは思いませんが、一歩前進であると受けとめ、今後も美幌高校の生徒確保対策を拡大すべきと考えます。

美幌高校の今年度の入学者数や中学校卒業者数を考えてみても、美幌高校を地域の魅力ある高校として守る取り組みは最重要課題と考えますが、今後の支援策についてお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　岡本議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

３番目の美幌高校の支援については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、災害対策についてであります。

災害時のトイレの整備についてでありますが、現在、本町における災害時のトイレ対策といたしましては、避難所の外に設置する仮設トイレと、断水時でも屋内で使用可能な非常用トイレ袋を備蓄することで対応しているところであります。

整備状況につきましては、災害時備蓄計画に基づき、平成３０年度までに仮設トイレ３２基、非常用トイレ袋３００枚を配備することとしており、さらに継続して整備を進めてまいりたいと考えております。

国土交通省のマンホールトイレ整備・運用のためのガイドラインでは、下水道は国民の快適な生活環境や公衆衛生を支えるインフラであり、災害時においてもその使命を果たすことができるよう、下水道施設の耐震化を進めるとともに、避難所におけるマンホールトイレの整備を実施することが求められております。今後、下水道事業の総合的な安全対策を進めていく中で、マンホールトイレの整備について公共施設の整備とあわせて検討を図ることが必要であると考えております。

一たび大規模の災害が発生すると、停電、断水、道路の寸断といった事例や、車中泊によるエコノミークラス症候群で死亡する事例など、ライフラインの寸断ばかりではなく、被災者の健康被害につながることを考えると、避難所におけるトイレ環境については非常に重要であると認識しております。

今後とも災害は必ずやってくるとの認識のもと、短期、中期、長期にわたる避難所開設を想定し、計画的な資機材の備蓄に努めるとともに、公共施設の整備にあわせて、防災機能、避難所機能の充実に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、保健行政についてです。

御質問の国保病院における男性不妊の検査・治療体制の状況についてでありますが、男性の不妊の原因は、大まかに造精機能障害、精子輸送路の通過障害、精子機能障害に分類され、そのうち、精巣で精子をつくる働きが低下していて精子濃度や運動率が低下する造精機能障害が全体の８０％から９０％を占めると言われ、男性不妊症が疑われたら、まず医療機関において精液の量や精子の数、運動量などを調べる検査を推奨されます。

国保病院の泌尿科におきましても、保険診療により、一般的な精液検査のほか、精巣機能の状態を調べるホルモン検査、精子の形成不全を引き起こす精索静脈瘤の超音波検査が可能であり、異常所見がある場合、軽度の造精機能障害には漢方薬やビタミン、ホルモン投与などの薬物療法や、精索静脈瘤には手術療法による治療が可能となっているところであります。

また、男性の不妊治療に対する助成については、国の制度により特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術を行った場合には、１５万円を上限に助成を受けることができます。

さらに、平成２８年度からは、北海道の単独事業として、国の制度による助成を受けて第１子を設けた夫婦が第２子以降の特

定不妊治療を行う場合、国の通算助成回数の規定を拡充した助成を行っております。

助成金の申請は、治療が終了した年度内に居住地を所管する保健所に申請することとなっており、今後も国や北海道の動向を注視しながら、不妊治療に係る助成制度について機会を捉え、町民に情報提供してまいりたいと思います。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕　岡本議員の御質問に答弁させていただきます。

美幌高校の支援についてですが、美幌高等学校農業科については、オホーツク地域の唯一の農業後継者や、農業に関心を持つ生徒を育成する学科であり、オホーツク地域や他の地域から美幌町に来て学んでおります。

しかし、最近の農業情勢や中学校卒業者の減少傾向が続く中、生徒の確保が厳しい状況が続いていることから、農業科の間口確保対策として、平成２９年度予算において美幌町以外の地域から農業科に入学する生徒の保護者に対し、就学に係る費用の一部として１人１０万円の助成を御提案しているところであります。

町の美幌高校への支援としましては、ニュージーランドへの高校生の留学派遣などの事業の継続や、美幌伝導大使として美幌高校生を任命させていただき、その自主的な取り組みについて積極的に支援を行うこととしております。

教育委員会としましては、町広報での生徒募集や美幌高校と教育委員会が一体となり、オホーツク管内や管外の中学校への生産環境科学科を中心とした生徒募集、あるいは、マラソン大会へのスクールバスの臨時運行、美幌高校の先生方の協力による古典文学講座や美幌高校町民開放講座を通じての情報発信など、継続して取り組みを進めております。

今後の対応といたしましては、まず、美幌高校が魅力ある高校づくりを進めていただくことが重要と考えております。

あわせて、町と教育委員会が一体となり、子供たちの多様な教育機会の充実を図るため、継続して道教委に対する間口確保や教育施設・整備の充実を要請する取り組みが必要と考えております。

また、町内唯一の高校を町民全体で支える機運を高めるためにも、美幌高校ＯＢ等への働きかけを行うとともに、美幌高校との意見交換を重ねながら、地元中学生からの進学率の向上を図るための必要な手だてを協議・検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　それでは、美幌高校の支援のところから再度質問をしていきたいと思います。

答弁をいただきました平成２９年からの農業科に入学される生徒１人に１０万円の助成をするということですが、私は、昨年の９月定例会で、美幌ももう少しお金を出して支援すべきとの質問したものですから、これは大変うれしいことです。

確認ですけれども、これは入学時に１回のみなのか、例えば毎年というものなのか、その辺のところは来年、再来年の予算になるのではっきり言うことはできないかもしれませんが、今の段階で継続性を持っているのかどうかをわかればお知らせください。

○議長（大原　昇君）　教育部長。

○教育部長（高木恵一君）　今回、提案させていただきます考え方につきましては、町外から農業科に入学された新１年生に対してということで、１回の実施となります。１年生に入ったときのみということで御理解いただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さ

ん。

○８番（岡本美代子君）　今回の美幌高校に対する質問を教育長と町長に出しております。そして、質問を出すと、町長も教育長もいつも答えていただいていますけれども、教育委員会の中には、高校に対する職務がないという話も聞いたことがあります。現実的には教育長も、毎年、農業科生徒確保のために管内の各中学校に高校の先生と一緒に伺うということをしていただいているのは十分理解をしているところですけれども、高校をこれから長期的に支援していくということで、それは教育委員会なのか、それとも町長部局なのか、その辺の長期的展望を持って、はっきりさせることが一番大切ではないかと思っているのです。

この辺のことについて、道立高校ということもあるので、町がどれだけかかわれるかということもあるかもしれませんが、今後どういう心づもりでいくのか、町長と教育長のお考えを伺いたいと思っています。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　第一義的には、道立高校なので、北海道教育委員会の責任で、高校の間口を含めてしっかりとやっていただきたいという思いでいます。

ただ、それだけ言っていてもなかなか進まないということがありますので、行政の中でどうするかということですけれども、これは教育委員会、これは町長部局と分けても余り意味がない話であって、総力を挙げてやらなければいけないという思いでおります。

もう一つは、町として、卒業生を含めて美幌高校をどう支えていけるのかということも含めて考えると、行政や民間の皆さん、学校、道教委もそうだと思いますが、総力を挙げて対応するのが一番いいのではないかと思っております。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　今、町長から話がありましたが、基本的に、教育という広い意味では、教育委員会がその中心になってしっかりと対応するようにという指示を町長から受けております。私は、そのとおりだと思いますし、基本的には教育の一環の中でたまたま道立高校がある、それをどうしていくかということは、教育委員会を中心に、必要に応じて常に町長と連絡を取りながら、しっかりと守っていく必要があると思っております。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　今、町長と教育長のお話を聞いて、少し安心しました。先ほども言いましたけれども、道立高校に対してどこまで踏み込めるかということがあります。これだけ生徒が少なくなって、道立高校だからという考えは持っているとは思いませんけれども、そういう離れた感じはよくないと思っています。現実的に美幌の小学生、中学生が行く先ですから、私も教育委員会がはっきりとした職務として行っていただきたいと思いますし、そのためには人も必要でしょうし、予算も要るのではないかと考えますけれども、その辺について教育長に考えがありましたらお聞かせください。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　お金のことについては、どうしても町長の判断を仰ぐところですが、お金だけが全てではないと思っています。先ほど町長からもお話をいただいた中で、農業科というのは、オホーツクの農業後継者、また農業に興味を持つ人たちを育てていく学科として開設され、継続してきたと思っています。これについては、オホーツク地域、地元の皆さんに応援してほしいという思いがあります。地元の子どもたちをどう地元唯一の高校に行ってもらうのかというところは、私と町長で基本的な考え方は一致しております。今まで育ってきているＯＢや、もともとある報徳

会などを中心に、まず皆さんがやれることをやり、そのことに対して教育委員会、町がしっかり応援した中で、次の段階で何をどうするかについては、町長としっかりと相談しながら進めていきたいと思っています。

お金がないから、人がいないからという要素はありますけれども、基本的には今の体制の中でしっかりやっていければと思っております。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　町内唯一の高校を町民全体で支える機運を高めていくという答弁でしたけれども、今のところ、具体的な考えをお持ちでしたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　大きくは、今お話しさせていただいた農業科に対する支援と地元の普通科に対する生徒の支援という大きく二つを考えております。その中で、農業科の支援については、従来どおり、教育長や教育部長が一緒に管内を回るということは継続して行います。あとは、町長の理解をいただいて、町として町外からの入学者に助成をしております。これも、こういうことがいいのかどうかということは、町長からもその検討、実証を再度してくれという話があるので、これはきちんと研究していきたいと思っています。

普通科については、ことしの実績で言うと、地元の美幌高校に行く進学率は大体４６％くらいです。これは前から言っていますけれども、まずは５０％を超えて何とか６０％にしたいと思っています。そうなると、いろいろな魅力づくりの本質は学校ですが、先ほど言ったように、ＯＢの方々や報徳会の人たちと連携をとって、地元に行く生徒たちに何か支援ができないかということはいろいろと模索していますし、関係する方とお話をさせていただいているところです。

あとは、従来どおり、スクールバスの提供とか、町民に少しでも理解をいただくために町民の方々に講座をしていただくとか、町としてできるものはしっかりとさせていただきたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　今、卒業生も少ない時代で、普通科の入学者数を見ても非常に減っていっているので、私は危惧しています。魅力ある学校づくりと言っても、私も学校にかかわったことがありますが、校長、教頭は２年から３年でかわり、父兄も３年、生徒も３年でかわってしまうので、町長の執行方針にもありましたが、その立場にいるものが長期的にかかわっていかなければならないと考えています。今まで、かかわっていなかったとは言いませんが、答弁にもあるように、古典講座をしていただいたり、私も昨年行かせていただきました町民開放講座を開いていただいたり、子供から高齢の方まで広い講座を持っていまして、これだけの講座をするのにどれだけの労力が要るのだろうかと思うのですが、本当にありがたい話だと思っています。

また、各分野で協力いただいている生徒のボランティア、何よりも新鮮な野菜を安く提供していただくということで、地元の高校が果たしていただいている役割は本当に大きなものがあります。私は、これだけの役割に町が応えているのかと少し疑問に思っています。ここでぐちっぽいことは言えませんが、これからの適正配置や間口削減などが出てから慌てて何か対策をということではなく、長期的に考えられるのは町だと思います。先ほども言いましたように、人は３年、４年でみんなかわっていきますので、しっかりした考えのもとにしっかり支えていかなければならないと思っています。

そして、１０万円の補助は出していただきましたけれども、私はこれが全てではないと思っていますし、ここで町長にお願いしたいと思うのですが、隣町なども含めて管内の高校の生徒確保のための支援策としてどのようなメニューが用意されているか、しっかり調査をしていただく必要があると考えています。この調査をする必要があると町長が考えるかどうかお聞かせください。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今回は、農業系統の学生で、町外から来られる方に１０万円の準備金を出させていただきました。これは、議会を含めて御相談したいと思いますけれども、状況によってはまた違う手法を考えなければいけないかなという思いです。

私も、道教委の責任を強く求めてきた立場で、ほかの町村のことも耳あるいは目にしながらじくじたる思いをしてきたのですが、ここにきて、地域でどうやって唯一の高校を守れるかといったときに、やるべきことは町を挙げてやらなければいけないと思います。その中で町ができることは、やはり予算を伴った支援だろうということで考えてきましたので、調査するのはもちろんですけれども、調査をして、それに負けないように頑張っていきたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　ただいま町長の心強いお考えをお聞かせいただけましたので、大きな期待をしたいと思っています。

そのほかに、お金で支援をするということでは、せめて管内の現状を調査していただきたいと思っていますし、夕張市も、地域再生事業で、夕張の未来をつくる取り組みである高校魅力化プロジェクトとして２，５００万円の予算を決定したと、きのうの新聞に出ていました。２，５００万円といっても２０１７年から２６年までの事業ですので、単年度でどのくらいの使い方をするのかはわかりませんが、未来に対する投資ということで、高校に対して支援するということも子育て支援の一環ではないかと私は考えます。

その辺について、先ほど町長から力強いお話をいただきましたので、これ以上求めることはありませんが、ぜひ全体の把握をしていただきたいと思います。そして、それに負けないくらいの支援を美幌でもしていただきたいと思っております。

町長も、道教委に対してはじくじたる思いだというのは私もわかりますが、そうは言っても、生徒数そのものが少ないわけですから、町を挙げて魅力ある学校づくりに取り組み、配置の声がまたかからないようにしていかなければならないと思います。そのためには、本当に時間はないと感じていますけれども、その辺のところを町長はどうお考えでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　子育ての一環というお話がありましたけれども、そうではなくて、この町の高校をどう守るかという１点に絞っていいのではないかと私は思っております。議員の質問にありましたように、管内のいろいろな町村の状況を調べながら、同じような人口規模のところでもいろいろやっておられるところがあり、かなりいい成績を上げているということもあります。ただ、それは普通高校であるなど、美幌と少し事情が違うような気もします。

いずれにしろ、お金が全てではないと思いますので、まずはしっかりとした調査をして、負けないようにいろいろな工夫をしていきたいと思っているところです。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　美幌くらいの大きいところというと遠軽高校のことかと思います。遠軽では、普通高校でもほかから

入学する方にはそれなりの支援をして、こととしの入学希望者数は２００人定員のところ１７０名くらいあったと思います。同じくらいのまちとしては、私はすごく人数が多いということで少しびっくりしています。

お金が全てではないと言いますけれども、支援策はどうしてもお金の絡んでくることが多いということは町長も認識していると思います。ただ、それだけではない支え方も、もしかしたらもっとできることがあるのではないかと思っています。

例えば、美幌は教育相談を長いことしていて、生徒が通っていますけれども、中学校の卒業者が高校生になっても継続して受け入れているということで、どういう理由かわかりませんが、退学者が結構多いというように今回の学事報告などを見て思いましたので、そういう面で、同じ教育委員会管轄の中でできることはないかと思ったものですから、しっかりとやっているというのか、教育長、その辺のところをお聞かせください。

○議長（大原　昇君）教育長。

○教育長（平野浩司君）　教育相談の一環で、既に地元小中学校だけではなく、地元から巣立った生徒たちの相談は受けております。地元の高校に通われた子がなかなか相談するところがなくて実際にずっとかかわったところもありますし、少し事情があったところで、相談室だけではなくて、国保病院の先生にかかわってもらうということは、今も既に行っております。

また、今、高校には、せっかく入った子どもを簡単にやめさせないでくれというお願いをしています。いろいろな事情があって行く子もいます。それを高校としてきちんと受け入れて、そのためには送り出した中学との連携もとりますし、教育委員会ともとるという話をしていて、過去にやめられた方が結構いると聞いていますけれども、最近では本当に頑張って最後までかかわるような努力を高校ではしていただいていると感じております。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　今説明していただきましたけれども、地元ではなくても受け入れているということですが、地元だからできることもあると思います。今、広報で美幌高校の取り組みを毎月出していただいて、もう１年ぐらいになります。町内でこういう取り組みをしているという生徒の活躍は、新聞などにもかなり出ていますから、かなり見えるようになっていますけれども、町を挙げて守っていくという機運を持って、私たちも頑張りますので、教育の専門分野でもしっかりと頑張っていただきたいと思います。

このことについて教育長にもう一度お話を伺い、この部分については終わりにしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　地元の唯一の高校としてしっかり応援、そして支えていく努力をしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　それでは、災害時のトイレについて再質問をしていきます。

私は、日の出地区に住んでいますので、水害で避難所に泊まった経験があります。幸い、美幌町では、避難所で水が使えないという経験はまだありませんけれども、多くの人が共同生活をする避難所で水が使えないときのトイレ事情は大変不衛生になり、水害の被害が出る夏場は特に気をつけなければならないと考えています。

日の出地区も、水はついていないけれども、道路を一本挟んだところでトイレが使えなくなるので避難をしてきたという話を聞きます。美幌中学校では、避難のときに、今までは使えましたけれども、余り距

離が離れていないので、あの辺でトイレが使えなくなる可能性もあるのではないかと考えています。

答弁では、避難所の外に設置する仮設トイレを３０年までに３２基整備するとのことです。私も、夏のイベントでは仮設トイレを設置して使うなどして事情はよくわかっていますけれども、意外と水がなくなることもあります。容量ももちろん考えているのでしょうけれども、例えば暴風時には外の設置では大変ですので、最大収容人数なども考えて３０基必要だと思っているのかもしれません。

仮設トイレの設置と避難用のトイレの袋ということですけれども、実際に自分で処理をするというシミュレーションしてみますと、流れる水で手を洗えないというときには衛生面で本当に大変ではないかなと思っています。今はよく除菌シートや使い捨て手袋などを使いますけれども、それだけでは少し不衛生ではないかと考えています。

マンホールトイレを事務局で調べていただきましたら、北海道にはないということです。寒さの影響でそうなのか、まだ北海道では一基も整備されていないということですけれども、寒冷地ではどうなのかという調査や研究も必要かもしれません。

私は、町民会館の改築を始める前に、委員会で避難所や対策の場所であれば――私たちは昔、ますを使ったぼっとんトイレを使いましたし、美幌町では個別排水をしています。美幌でマンホールトイレではなくても、設置して下に落とすというやり方が一番いいのではないかと思っていますけれども、今後、美幌に合わせたものを調査研究していく考えがあるのか、それは構造的に非常に考えづらいということなのか、その辺のところを少しお聞かせてください。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　今、岡本議員から質問がありましたマンホールトイレでございますけれども、平成２７年度末の時点で、道内で設置されているところは札幌市、旭川市、釧路市、滝川市、伊達市、新ひだか町、音更町、根室町といった自治体で、基数はばらばらですが、マンホールトイレを設置しています。全国的に見ると、まだ２万基くらいしか設置されていないということです。

マンホールトイレの設置については、設置自体は容易であると考えております。ただ、これがどの程度必要かということと、基本的には仮設トイレと同じように、外に設置して下水道管にそのままつなぐ工法になりますので、多くのところは、駐車場を利用して、そこから下水道管に直接落とす形でマンホールの上に置くようになっております。

それでいくと、当然、マンホールトイレも水が必要となりますので、水の確保と、各避難所にマンホールトイレを整備するとした場合に事業費は結構かかるだろうと考えております。５基つくるのに５５０万円ほどかかるという試算が出ておりますが、５基でいいのかどうかということもございますし、地震等で下水管が破損したときに使えなくなることもありますので、どういう形のトイレの整備がいいかということは考えなければいけないと思っております。

今、防災計画の中では、短期的なものについては仮設トイレと携帯トイレで十分いけるだろうということで、仮設トイレ３２基については全て整備が終わっており、携帯トイレについては平成２９年度に３００枚用意した以降も、順次、整備をしていく予定です。また、先ほど出ていました手を拭くものも、平成２９年度から備蓄していく計画をしております。そういった意味からいけば、当面は仮設トイレと携帯トイレで対応は可能かと思っております。

防災計画の中でも、避難所にマンホールトイレの整備が必要かどうかについて検討はしていきたいと思っていますが、近々に

整備を図れるものではないと考えているところでございます。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　ぜひ、これからも調査・研究を続けていっていただきたいと思いますし、今、公共施設の計画がいろいろあります。そのときに、最初からそういうものを考えて取り組むのと後でつけ足すのでは大分違うと思います。また、もしできるのであれば、専門知識が要るのでしょうけれども、美幌独自のものを考えてもいいと思っていますので、ぜひ調査・研究に取り組んでいただきたいと思っています。

この質問は終わらせていただきます。

次に、男性の不妊治療に入ってまいります。

不妊とは、避妊していないのに１年以上妊娠できない状態を示し、世界保健機構によると、不妊のうち男性側に原因があるケースは全体の４８％を占めると言われています。ほぼ半数は男性が原因なのに、女性の不妊に比べると認知度が低く、誰にも相談できずに悩む人も多いと言われています。

札幌市の不妊専門相談センターが定期的に行う不妊相談会には過去１０年間で約５００件の相談があり、そのうち男性不妊に関する相談は１割程度で、それも妻などが代理で来ることが多く、男性の相談者は年に１人か２人しかいないとのことです。誰にも相談できずに悩んでいる人も多いと聞きます。

また、昔から不妊の問題はジェンダー問題としても捉えられています。女性誌などを昔から読んでいますが、不妊に悩む女性が「自分は検査を受けて問題なかったけれども、夫に検査に行ってほしいが行ってもらえない」、「世間的には女性の責任と捉えられていることに悩んでいる」という多くの意見を私は目にしてきました。

答弁では、国保病院泌尿器科でも治療できることが多く、地元であれば仕事をしながらでも通院することができますので、国保病院でできる取り組みを町内にお知らせすることが必要ではないかと考えます。

国保病院としてはどういうことができるのか、考えられることがあればお聞かせください。

○議長（大原　昇君）　病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君）　ただいまの御質問ですけれども、既に不妊に悩んでいらっしゃる御夫婦につきましては、男性の可能性について御相談されていると思っております。今、議員が述べられましたとおり、男性が単独で不妊の検査を受診されることにつきまして、知識がない、もしくは恥ずかしいなどでなかなか受診されないのが現状ではないかと思っております。

つきましては、病院として町内に検査もしくは治療が可能だということを少しでもお知らせできないかということでございますので、病院としても病院のできる範疇で、例えば病院の広報誌の「一期一会」など、もしくは若い方の目に触れる機会が多いのはインターネットですから、ホームページ等を活用して診療情報の提供をしていければと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　「一期一会」は多くの方が読んでいます。ただ、今、事務長がおっしゃるように、若い方に投げかけるには、美幌町のホームページや国保病院のホームページなどのほうが入りやすいかもしれません。

「一期一会」は、自分に関係あるところの病気は隅々まで読むのですけれども、先生方がいろいろ忙しい中で書いていく労力も大変だと考えています。

ただ、不妊治療は、なかなか自分から進んで行くことができませんので、できれば

「一期一会」などで書いて、母親とか周りの人が気づいて声をかけるということも必要です。今、せっかく美幌の国保病院でできる治療がありますので、こういうことができることを広く知らしめていただきたいと思います。

あと、もし町の保険の関係でできることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原　昇君）　民生部長。

○民生部長（高崎利明君）　今、町でできることを情報提供させていただいております。町のホームページにおきまして、不妊治療の助成事業の周知等も載っておりますし、相談対応ということで、リーフレット等を置きまして、直接来なくても相談専用ダイヤルということで、デリケートな問題ですので、個別に相談ダイヤルで相談してくださいという対応をとらせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　私は、女性の不妊治療に対して何回か質問したことがあります。男性といっても、女性の不妊治療にもかかわってくることで、今、不妊ということは広く知らされて大分わかってきまして、昔とは全然違うと考えています。男性にはなかなか広まってはいませんでしたけれども、女性の場合はいろいろなところでそういう記事を目にすることがありますので、昔と違い、いい方向にきていると思います。答弁にもありましたように、助成制度も今まで以上に拡充されているということです。

私が前にも質問したことですが、美幌町の周りの自治体が単独で上乗せをしていっておりますし、貯金をしてから治療を始めるのでは遅過ぎると考えていますので、先ほどの問題と少し似てしまいますが、近隣町村の状態をよく考えて、若くてお金がない人には貸しつけ制度を設けるなど、町としても協力できることがあれば取り組んでいただきたいと思っています。

助成金の申請は治療が終了した後にという答弁でしたが、４０万円、５０万円という大きい金額を先に出さなければいけないので、この辺のところで、今後、もっと考えていきたいと思います。

実際に治療して子供ができている方もいますし、割と早い時期に治療に取り組むということで昔とは少し変わってきていると思っていますので、それを応援するような制度を今後考えていただきたいと思います。最後に町長に答弁いただいて、終わりたいと思います。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　非常に切実な問題だと思いますので、さまざまな点から検討してみたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　これで８番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は１３時といたします。

午前１１時５０分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　議案第１１号から
議案第２５号まで

○議長（大原　昇君）　日程第３　議案第１１号オホーツク町村公平委員会規約の変更についてから議案第２５号平成２９年度美幌町病院事業会計予算についてまでの１５件を議題といたします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明を願います。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　議案の２２２ページになります。

議案第１１号オホーツク町村公平委員会規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第２５２条の７第２項及び第３項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下につきましては参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の１４ページをお開きいただきたいと思います。

資料６になります。

規約の改正目的でございますけれども、共同設置地方公共団体長の変更及び地方公務員法の一部改正に伴い規約を変更しようとするものでございます。

改正内容につきましては、共同設置地方公共団体長を清里町長から大空町長へ変更、また、地方公務員法の一部改正に伴い条文の整理を図るものでございます。

なお、規約変更に係る新旧対照表を１５ページに添付させていただいております。

根拠法令につきましては、地方自治法。

施行日につきましては、平成２９年４月１日でございます。

続きまして、議案２２３ページの議案第１２号でございます。

美幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げます。

１６ページの資料７でございます。

改正目的につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により改正を行うものでございます。

改正内容の１点目は、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しということで、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えるものでございます。

もう一点は、部分休業の承認基準の見直しでございます。１日２時間の部分休業の承認において、育児時間と介護時間を合算する内容でございます。

なお、１７、１８ページに改正に係る新旧対照表を添付しております。

施行日につきましては、平成２９年４月１日でございます。

続きまして、２２５ページの議案第１３号でございます。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料の１９ページの資料８で御説明させていただきたいと思います。

改正目的でございますけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正によるもの、また、管理職員特別勤務手当を支給するための改正を行おうとするものでございます。

まず１点目が改正内容でございます。

介護のための所定外労働の免除ということで、家族等を介護する職員に対する臨時の勤務、これは災害時を除きますけれども、この免除を任命権者の義務とする旨を加えるものでございます。

２点目は、管理職員特別勤務手当の新設でございます。

管理職員が災害対策等のため週休日等または勤務日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給するものでございます。

まず、週休日等についてでございますけれども、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律の定めによるもの、また、１２月３１日から１月５日において勤務をした場合ですが、１回につき部長職で７，０００円、主幹職で６，０００円を支給するものでございます。また、６時間を超えて勤務をした場合については、部長職で１万５００円、主幹職で９，０００円を支給しようとするものでございます。

また、勤務日である平日の月曜から金曜日の午前０時から午前５時までの間に１時間以上勤務した場合に、部長職で３，５００円、主幹職で３，０００円を支給しようとするものでございます。

なお、本条例の改正に伴う新旧対照表を２０ページ、２１ページに添付しております。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　議案の２２７ページをお開き願います。

議案第１４号美幌町北海道営草地整備改良事業分担金徴収条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町北海道営草地整備改良事業分担金徴収条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明しますので、参考資料の２２ページをお開き願います。

資料９、議案第１４号関係であります。

制定目的でありますが、美幌町農業協同組合が管理している日並牧場において、道営の草地整備土地改良事業を今年度から実施するに際し、この事業は畑総事業などと異なり土地改良法に基づかないことから、その費用について事業により利益を受ける者から地方自治法第２２４条に基づく分担金を徴収するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

制定内容でありますが、第１条に条例の趣旨、第２条に分担金の徴収する額、第３条に分担金を徴収する対象者、第４条に分担金を徴収する時期及び納入方法、第５条に分担金の減免等の要件、第６条に延滞金の徴収方法についてそれぞれ規定し、第７条では施行に関する委任を規定しようとするものであります。

根拠法令は、地方自治法。

施行日は、平成２９年４月１日であります。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　議案の２２８ページになります。

議案第１５号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第６条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

１、施設の名称、２、指定管理者、３、指定期間につきましては、議案２２９ページに記載のとおりでございます。

本年３月３１日にそれぞれの指定管理期間が満了となることから、引き続き施設所在の地元自治会などに指定管理の指定を行うものでございます。

対象となる施設につきましては２２９ページに掲載をしておりますけれども、仲町集会室を初め１６施設となります。

なお、参考資料の２４ページ及び２５ページに施設概要、選定理由、利用料金等について資料として添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案２３０ページの議案第１６号でございます。

同じく指定管理者の指定についてでございます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第６条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものでございます。

１、施設の名称につきましては、美幌町地域用水広報館。

指定管理者につきましては、美幌町字西

２条北２丁目４番地の２２、美幌町地域用水広報館運営委員会会長平田美木男でございます。

指定期間につきましては、平成２９年４月１日から平成３３年３月３１日までです。

これも、議案第１５号同様、指定管理期間が満了となることから、引き続き運営委員会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

同じく参考資料２５ページの１７番に選定理由、業務内容などを記載しております。

続きまして、議案の２３１ページでございます。

議案第１７号指定管理者の指定についてでございます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第６条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

１、施設の名称、２、指定管理者、３、指定期間については、下記の４施設について同じく本年３月３１日をもって指定管理期間が満了となることから、引き続き各自治会を指定管理者として指定を行うものでございます。

対象施設につきましては、瑞治地区農作業準備休憩施設を初め４施設でございます。

なお、参考資料の２６ページに選定理由等を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案２３２ページの議案第１８号平成２９年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

別冊の平成２９年度各会計予算書において御説明をさせていただきたいと思いますので、準備をお願いいたします。

予算書の５ページになります。

平成２９年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

平成２９年度美幌町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１０億５，２７４万５，０００円と定める。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表、債務負担行為で御説明を申し上げます。

地方債。

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表、地方債により御説明を申し上げます。

一時借入金。

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は２５億円と定めるものでございます。

それでは、１１ページをお開きいただきたいと思います。

第２表、債務負担行為でございます。

債務負担行為につきましては、将来にわたって財政負担を設定するもので、平成２９年度以降における支払いについて、その期間、限度額を定めようとするものでございます。

まず、１段目の電子計算機借上料については、期間は平成２９年度から平成３６年度まで、限度額につきましては２億２６８万円でございます。これは、導入から７年を経過し、メーカーサポート終了に伴うセキュリティー面での脆弱化が懸念される電算システム機器を７年リースで更新を図ろうとするものであります。

２段目の自動体外式除細動器借上料につきましては、期間が平成２９年度から平成３３年度まで、限度額につきましては２３

万９，０００円でございます。避難所等に配備しているＡＥＤを更新するもので、本年度につきましては、美幌中学校と北中学校のＡＥＤを５年リースで更新を図るものでございます。

次に、豊高第２地区農地整備事業分担金でございます。

期間が平成２９年度から完了年度まで、限度額につきましては土地改良法に基づく負担金額となります。これにつきましては、豊岡、高野、美禽の一部において新たに道営土地改良事業を実施するもので、受益戸数が２５戸、受益面積が２６５．７ヘクタール、事業内容につきましては区画整理、暗渠排水、客土を予定しているものでございます。

次に、最後の美幌日並地区草地整備事業分担金でございます。

期間につきましては、平成２９年度から完了年度まで、限度額は上と同じく土地改良法に基づく負担金額となります。この事業につきましては、ＪＡ美幌が設置運営する日並牧場において道営土地改良事業を実施するもので、受益面積は３１５．１ヘクタール、事業内容につきましては、草地整備、道路、隔障物、畜産舎の導入を予定しているところでございます。

次に、１２ページをお開きいただきたいと思います。

第３表、地方債でございます。

地方債につきましては、事業の実施に要する財源の一部を地方債に求めるものでございます。

まず、１段目の東町集会室建替事業につきましては、限度額が７００万円でございます。この事業は、地域要望のありました東町集会室の建てかえを進めるべく、本年度につきましては、実施設計及び建設予定地に隣接している職員住宅、貸し付け住宅２棟の解体工事を行い、平成３０年度に建設工事を予定しているものでございます。過疎債ハードを予定しており、充当率が１００％、元利償還金の７０％が普通交付税で措置をされるものでございます。

２段目の医療従事者就業支援等補助事業につきましては、限度額が７４０万円でございます。これは、医療従事者の確保を目的とした事業で、一定の要件を満たされる方に住宅準備及び就業支援に係る補助金を交付するものでございます。起債につきましては、過疎債ソフトで充当率が１００％、元利償還金の７０％が普通交付税で措置をされるものでございます。

次に、三つ目の水道施設等耐震化事業についてでございます。限度額が２９０万円でございます。この事業は、耐震不足が明らかになった水道施設の耐震補強を進めるもので、本年度につきましては、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、水道事業会計において、日並浄水場の実施設計を行うものでございます。補助残のうち、その４分の１を一般会計からの出資金で措置するもので、起債の名称につきましては、一般会計出資債、充当率は１００％、元利償還金の５０％が普通交付税で措置をされるものでございます。

次に、農業生産基盤整備事業で、限度額が１，４１０万円でございます。豊栄、昭美、稲都、福梅、豊高第２地区における道営土地改良事業の地元負担分として、その財源を地方債に求めるものでございます。起債の名称が過疎債ソフト及び辺地債で、辺地債の充当率は１００％、元利償還金の８０％が交付税措置をされるものでございます。

次に、木質ペレットストーブ購入促進事業で、限度額が４００万円でございます。これは、木質ペレットストーブを購入される方に、４０万円を上限に購入費用の３分の２を補助するもので、過疎債ソフトの申請を予定しているところでございます。

その下の町内消費喚起プレミアム商品券発行事業で、限度額８４０万円ございます。これは、消費喚起を目的にプレミアム

商品券を発行するとともに、子育て世帯の生活を支援するため、ポイントカードシステムによる消費者へのサービス提供を行うもので、過疎債ソフトの申請を予定しているものでございます。

その次の起業家支援事業で、限度額６００万円でございます。町内で起業される方に対して、起業に必要な経費を補助することにより、雇用の創出と地域経済の活性化を図ろうとするもので、これも同じく過疎債ソフトの申請を予定しているところでございます。

次に、町道整備事業で、限度額が１億７，４２０万円です。国の社会資本整備総合交付金により実施する大正橋補修と、第２６２号道路改良工事について補助残の財源を地方債に求めようとするものでございます。また、同時に町単独事業として実施する第２号道路歩道整備、第１０７号道路、第５９９号道路、第１２３号道路及び第８９１・８９２号道路における各整備費、それから、第１５号道路舗装補修工事につきましても、その財源を地方債に求めるもので、これにつきましては過疎債のハードとソフトの申請を予定しているところでございます。

次に、除雪車両整備事業で、限度額が１，６１０万円でございます。平成１４年に購入した除雪トラックの更新を図ろうとするもので、国の社会資本整備総合交付金を活用し、除雪体制の充実を図ろうとするものであり、辺地債の申請を予定しているところでございます。

その下の堤内排水対策事業で、限度額４６０万円でございます。大雨による河川の増水に備え、住宅等の浸水被害を防止するために、樋門排水ポンプの設置及び監視体制の強化を図るもので、日の出に新設されます釜場の電気設備整備、美禽樋門の電気設備移設を行います。起債の名称は緊急防災・減災事業債で、充当率が１００％、元利償還金の７０％が交付税措置をされるものでございます。

次に、１３ページになります。

１段目の公園整備事業について、限度額が２，７２０万円でございます。公園長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して、年次的に公園遊具の更新を図るものでありまして、本年度につきましては、みとみ公園の施設更新実施設計委託、それから、いなみ北、あおやま南、ひがしまち公園の複合遊具更新工事を行う予定をしております。起債につきましては公共事業等債で、充当率は９０％、元利償還金の５０％が交付税措置をされるものでございます。

次の住宅リフォーム促進補助事業につきましては、限度額が４，７１０万円です。住環境の整備と地域経済の活性化を目的として、５０万円以上の住宅リフォーム工事を対象に費用の２０％を補助するものでございまして、事業開始から７年目となります。本年度につきましては１３０件を見込んでいるところでございます。起債につきましては過疎債のソフトを予定しているところでございます。

次に、少人数学級推進事業で、限度額が５５０万円でございます。学習環境の充実を図るため、小学校の全学年において３５人以下の学級編制を実現しようとするもので、本年度につきましては旭小学校に期限つき教諭１名を配置するものでございます。起債につきましては過疎債ソフトを予定しているところでございます。

次に、学校給食施設整備事業で、限度額が２，９２０万円でございます。この事業は、設置から１９年が経過している経年劣化の著しいカートイン式消毒保管庫を更新するものでございまして、起債につきましては過疎債のハードを予定しております。

次に、町民会館改築事業で、限度額が９億３４０万円でございます。平成３０年７月１２日の完成に向けて改築工事を進めているところでございますが、本年度は、改

築工事が本格化することから、９億６，０００万円を超える事業費を予算計上しているところでございます。国の社会資本整備総合交付金、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金を活用し、不足する財源を過疎債ハードに求めるものでございます。

次に、スポーツセンター耐震補強事業で、限度額が７２０万円でございます。この事業につきましては、建築から４５年を経過し、耐震基準を満たしていないスポーツセンターについて、国の社会資本整備総合交付金を活用して耐震補強工事を行おうとするものでございます。本年度は耐震補強に向けた実施設計を行うもので、過疎債のハードを予定しているものでございます。

最後に、臨時財政対策債で、限度額が３億５，４０９万９，０００円でございます。臨時財政対策債につきましては、地方交付税の不足分の一部を地方債へ振りかえる制度でございまして、充当率が１００％、元利償還金の全額が交付税措置をされるものでございます。

以上のとおり、平成２９年度に借り入れをする地方債の総額を１６億１，８３９万９，０００円と見込んで計上させていただいたところでございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、７４ページ、７５ページをお開きいただきたいと思います。

まず１款、議会費ですが、総額が８，３３０万３，０００円でございます。

議会運営事務費として８，３３０万３，０００円計上しております。１４名分の議員報酬、期末手当、議員共済費、政務活動費交付金等を計上しているところでございます。その他につきましては、前年度と大きく変わりはございません。

次に、７７ページをお開きいただきたいと思います。

２款、総務費でございます。総額につきましては、４億５，１５５万５，０００円でございます。

２の人事管理事務の中の特別旅費１１８万７，０００円につきましては、北海道との相互人事交流を２名、また被災地派遣１名に係る赴任旅費などによる増額でございます。

その下の消耗品費１１７万４，０００円でございますけれども、災害対応などを含め、職員に作業服を貸与することとしたことによる増でございます。男性職員４２名、女性職員５０名、計９２着分について計上をしたものでございます。

それから、負担金の自治法派遣職員負担金５９８万５，０００円でございますが、これは、２年間、道との相互交流で派遣されていた職員を引き続きその職務に当たっていただくため派遣要請をし、北海道へ負担するものでございます。

次に、７９ページをお開きいただきたいと思います。

このページにつきましては、前年度と大きく変わったところはございません。

次に、８１ページをお願いいたします。

２目の広報広聴費、広報事業の中の印刷製本費９０万１，０００円のうち、３７万８，０００円につきましては、町民用ＰＲ名刺印刷代として１万枚を計上させていただいたところでございます。

その他は、大きく変更はございません。

次に、８３ページをお開きいただきたいと思います。

４目の財産管理費の２、庁舎改築等事業でございます。業務等委託料の庁舎耐震診断委託料９１３万７，０００円でございますが、庁舎建設から５６年が経過をし、老朽化も激しく、庁舎整備の基礎とするため耐震調査を実施しようとするものでございます。

その下の積立金２０万円でございますけれども、平成２８年の補正で２億円を積み立てをしたので、それに係る利息分の計上

でございます。

３の町有財産管理事業で、８５ページの工事請負費でございます。東町職員住宅等解体工事４１３万7,０００円につきましては、先ほど起債の中でも御説明をさせていただきましたが、３０年度の東町集会室の建てかえに向け、職員住宅、貸し付け住宅の２棟の解体に係る工事費でございます。

その下の車両９３７万6,０００円でございます。耐用年数を過ぎている公用車の更新を年次的に図ろうとするもので、今年度につきましては、２トントラック、軽自動車のバン型の車両３台の更新を図ろうとするものでございます。

続きまして、５目の企画費でございます。政策推進事業の中の臨時職員賃金２３２万7,０００円でございます。平成２９年度に空き家実態調査を行うための臨時職員の賃金を新たに計上させていただいたものでございます。

一つ飛びまして、事務事業協力報償の１,７５２万5,０００円でございますけれども、ふるさと寄附金の総額を3,０００万円と見込み、その２分の１を特産品等の返礼品として1,５００万円、それから、本年で１３０年を迎えるに当たり、町史作成の調査専門員、補助員、協力員の報償として２５２万5,０００円を計上させていただいたところでございます。

次に、８７ページをお開きいただきたいと思います。

業務等委託料の二つ目の地域おこし協力隊募集採用選考業務委託料１４９万1,０００円でございますけれども、これは、平成２９年度の採用には至らなかったわけでございますが、新たに平成３０年度に２名の採用を予定していることから、その募集等について業務委託を行おうとするものでございます。

その下の町史制作業務委託料６５８万3,０００円につきましては、債務負担行為に基づき支出をするもので、本年が最終年という形になっております。

それから、電算機器保守委託料８万7,０００円と、３段飛びまして庁用備品７９万4,０００円につきましては、空き家実態調査に係るシステムカスタマイズ等費用の計上でございます。

それから、補助金のまちづくり参画プロジェクト補助金１００万円でございます。これは、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の一環で、美幌伝道大使推進協議会、これは美幌高校の生徒を中心とした協議会でございますけれども、こちらに支出する補助金でございます。

その下の積立金1,５００万円につきましては、先ほど説明したとおり、ふるさと寄附金を3,０００万円と見込み、返礼品の1,５００万円の残についての積み立てをふるさとづくり基金に行おうとするものでございます。

次に、３の広域連携事業でございます。

負担金の下から二つ目、新規のオホーツクイメージ戦略推進委員会負担金５５万6,０００円につきましては、管内１８市町村で構成し、総事業費を2,０００万円として、オホーツクのイメージアップとブランド形成を図るための負担金でございます。

その下で、これも新規であります、発起道田舎活性化協議会負担金５万円でございますけれども、平成２８年6月に設立された協議会で、関係機関あるいは法人と連携しながら持続可能な活性化策について検討を図る協議会でございます。こちらに新たに加入して負担金の支出を５万円計上させていただいたところでございます。

それから、５の国際交流事業の負担金のケンブリッジ交流事業負担金１０４万2,０００円でございます。本年の１３０年に合わせて、ケンブリッジの訪問団が来町を予定しておりまして、その実行委員会への負担金２５万円と、ケンブリッジ高校への短期留学２名分７９万2,０００円について計上させていただいたものでございます。

次に、８９ページをお願いいたします。

７目の交通安全費の下のほうになりますけれども、扶助費の運転免許自主返納者交通費助成２００万円でございます。これは、平成２８年度に制度化し、高齢者の交通安全のために継続して実施を図るものでございます。今年度につきましては、１００名分の計上をさせていただいたところでございます。２万円相当分の公共交通利用助成券を助成しようとするものでございます。

その下の積立金６，０００円でございます。積立金につきましては、基金利子の積立金で、以降の各費目で計上しております積立金で同様なものについては、それぞれについての説明を省略させていただきたいと思います。

次に、８目、住民活動推進費、住民活動推進事業、説明は９１ページになります。業務等委託料の防犯灯等ＬＥＤ化調査委託料８００万円でございます。これにつきましては、町内の防犯灯など約１，７００灯のＬＥＤ化を図るための調査を実施するもので、全額、環境省の補助金で調査を実施しようとするものでございます。

それから、二つ飛びまして、実施設計等委託料の東町集会室建替実施設計委託料２８８万円につきましては、平成３０年度に現在地の隣接地へ建設予定をしている東町集会室について、本年度に実施設計を行おうとするものでございます。

次に、補助金の一番下の地域集会施設整備補助金２２４万９，０００円でございます。これにつきましては、美禽集会室の内部改修及び都橋地区構造改善センターの外壁等の改修に係る補助金でございます。

次に、９３ページをお願いしたいと思います。

１０目の電算管理費、電算システム事業の業務等委託料、新規の計上でございますけれども、北海道セキュリティクラウド運用保守委託料１３６万４，０００円でございます。これにつきましては、北海道が道内全市町村を対象とするセキュリティー対策を行うこととなったため、それに伴う委託料でございます。

次に、１１目、諸費の防災対策事業のうち、まず消耗品費でございます。８２０万８，０００円のうち、５６７万円につきましては、最終年となります戸別配布用非常持出用品２，１００セット分でございます。また、避難所用毛布を初め、避難所の生活応急手当用品に１７０万８，０００円、それから、福祉避難所である特別養護老人ホーム緑の苑に１００名収容を想定した簡易ベッドなどに６１万６，０００円、これが主な内容でございます。

次に、業務等委託料の防災資機材保管倉庫設置委託料４８万６，０００円でございますが、これは、美幌中学校に設置する防災資材倉庫の大型物置の設置費としての委託料でございます。

次に、一番下の防災情報配信システムプログラム改修委託料５４万円でございます。これも新規でございますが、職員用配信メールの機能の充実を図るため、安心ネットのプログラム改修費用でございます。

次に、９５ページをお願いしたいと思います。

上から二つ目の機械器具１４４万８，０００円でございますけれども、消耗品でも御説明を申し上げました福祉避難所緑の苑に備蓄する介護者用エアーマット、自走型車椅子などの整備を図るための購入費でございます。

続きまして、２の自主防災活動推進事業の補助金８５万円でございます。この購入補助金につきましては、旭東自治会自主防災資機材及び物置購入に係る補助を旭東自治会に行おうとするものでございます。

それから、一番下の６の災害対策事業１４６万５，０００円、これは新規での項目でございます。これにつきましては、１泊２日程度の災害を想定した上で、その災害対

応に係る経費を新たに計上させていただいたところでございます。

次に、９７ページをお願いいたします。

町税等課税事務の業務等委託料の家屋評価システム整備委託料２３４万９，０００円でございます。これは、家屋評価の計算を正確かつ効率的に行うためのシステム整備費としての委託料でございます。

それから二つ飛びまして、固定資産路線価評価業務委託料、その下の固定資産税比準表作成業務委託料につきましては、平成３０年の評価替えに伴い、路線価評価の見直し及び土砂災害特別警戒区域などの基準表の作成を行うものでございます。

それから、その下の軽自動車税検査情報データ連携改修委託料、これも新規でございます。５６万７，０００円ですが、これにつきましては、検査情報データが今まで紙ベースでございましたけれども、これを町の電算システムに取り込むための委託料でございます。

次に、９９ページをお願いしたいと思います。

戸籍住民基本台帳事務の中の下のほうになりますが、庁用備品６２万９，０００円でございます。これにつきましては、平成２６年４月から新たな婚姻届により実施しているところでございますが、町外から提出に来られる方々の記念撮影の希望が非常に多いということから、撮影用のロールスクリーンを設置しようとするものでございまして、その費用が６２万９，０００円のうちの４２万７，０００円でございます。その他は契印機の購入を図ろうとするものでございます。

次に、１０１ページでございますけれども、こちらにつきましては昨年度と大きな違いはございません。

次に、１０３ページをお願いしたいと思います。

３款、民生費でございます。民生費の総額につきましては、２３億４，９３３万３，０００円となります。

１項、社会福祉費の１目、社会福祉総務費の社会福祉推進事業の補助金でございます。三つ目の社会福祉協議会補助金でございますけれども、昨年まで５名分の人件費補助をしていたところでございますが、本年度より６名分の人件費補助を行うことによる増額でございます。

それから、２の民生委員活動事業の中の費用弁償１０４万４，０００円でございますけれども、民生委員、児童委員の５８名の方々の道内視察研修に係る旅費の計上でございます。

それから、３の国民健康保険特別会計負担事業の繰出金で国民健康保険特別会計繰出金２億３，０４３万６，０００円でございます。これにつきましては、保険基盤安定制度について１億３，７０３万円、人件費委託料など事務費として６，９６４万６，０００円、出産育児一時金分として９８０万円、財政安定化支援事業に係る一般会計繰出分として１，３９６万円の繰り出しをそれぞれ行おうとするものでございます。

それから、２目、社会福祉施設費、コミュニティセンター維持管理事業でございます。１０５ページの業務等委託料の二つ目でございます。防炎カーテン設置業務委託料９９万９，０００円でございますけれども、これは、大集会室の防炎カーテンの更新を図ろうとするものでございます。

それから、３目、高齢者福祉費の高齢者福祉推進事業の業務等委託料の二つ目の高齢者保健福祉計画アンケート調査委託料５３万円でございます。これは、平成３０年から平成３２年度を計画期間といたします高齢者保健福祉計画、それから、第７期介護保険事業計画の策定に向けたアンケート調査の実施をするものでございます。

次に、１０７ページをお願いしたいと思います。

４の高齢者福祉施設運営事業の修繕料の６０万６，０００円でございます。これにつ

きましては、老人憩の家の煙突、そして雨漏り、また、日曜老人クラブ、旧西保育所の床の修繕などを行おうとするものでございます。

次に、１０９ページになります。

５の高齢者保護措置事業の老人保護措置費３，６７７万６，０００円でございます。これは、美幌町民が町外の養護老人福祉施設に入所している１７名と新規入所者２名を見込んだ計１９名分について計上をさせていただいたところでございます。

６の後期高齢者広域連合負担事業の２億４，２２７万７，０００円につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合で支払う医療給付に要する町負担分として６分の１、道が６分の１、国が６分の４という負担割合になっているところでございます。

７の後期高齢者医療特別会計負担事業の繰出金９，４５８万円につきましては、保険基盤安定分として７，６３９万６，０００円を、広域連合負担分として７２７万１，０００円、事務費１，０９１万３，０００円について一般会計より繰り出しを行うものでございます。

それから、その下の介護保険特別会計負担事業の繰出金でございます。２億７，６６８万円につきましては、介護保険の給付費、介護予防事業分、包括支援事業分の事務費などについて一般会計より繰り出しを行うものでございます。

それから、５目の障害福祉費の障害福祉事業、非常勤職員報酬でございます。２１万３，０００円につきましては、障害者自立支援協議会委員報酬で平成２８年度に改正された自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画の策定に係る報酬でございます。

次に、１１１ページをお願いしたいと思います。

３の障害者自立支援事業でございます。業務等委託料の三つ目の障がい福祉計画アンケート調査委託料３６万８，０００円につきましては、平成３０年度から３２年度を計画期間とする第５期障がい福祉計画を策定するに当たりましてのアンケート調査を行おうとするものでございます。

次に、１１３ページをお願いしたいと思います。

２項、児童福祉費の１目、児童福祉総務費でございます。

児童福祉事務の負担金の一番下、子どものための教育・保育給付費負担金１億２，５２１万８，０００円につきましては、藤幼稚園に係る施設給付費でございます。

それから、補助金の認可外保育所利用者補助金１，７８３万２，０００円につきましては、ひまわり保育園の保護者負担軽減分の補助金でございます。

次に、１１５ページをお願いしたいと思います。

３の子ども発達支援センター移転改修事業の子ども発達支援センター移転改修工事実施設計委託料２５６万円につきましては、利用者が増加しており、現施設では十分な運営ができないため、旧中央保育所に移転することとしたことに伴う移転のための実施設計を行おうとするものでございます。

次に、１１７ページの２目、保育園費、１、美幌保育園管理運営事業、１１９ページになりますけれども、このうちの修繕料４５万１，０００円につきましては、お遊戯室のＬＥＤ化を図るもので、ＬＥＤ化について３７万８，０００円を計上したところでございます。

次に、１２１ページをお願いしたいと思います。

３目のへき地保育所費でございます。へき地保育所管理運営事業、社会保険料等２９６万５，０００円と臨時職員賃金３，０１３万５，０００円でございますが、これは三つの保育所の保育士を７名体制から８名体制とするための増額でございます。

次に、１２３ページをお願いしたいと思います。

４款、衛生費でございます。衛生費の総額につきましては、９億２１２万７，０００円となってございます。

１目の保健衛生総務費、３の他会計負担事業でございます。

まず、負担金の水道事業会計負担金２０万４，０００円につきましては、公共施設無償給水経費に係る負担金でございます。

次に、病院事業会計負担金１億９，２６５万６，０００円につきましては、不採算地区病院運営経費として１億９５２万９，０００円、それから、救急医療の確保に係る分として３，７９９万１，０００円、建設改良に要する経費で２，２３６万１，０００円、小児医療に要する経費として９５７万１，０００円などを負担しようするものでございます。

補助金でございます。病院事業会計補助金３，９７０万８，０００円につきましては、基礎年金拠出金等、また医師等の研修費などに対する補助金でございます。

その下の投資及び出資金１億３，４２３万９，０００円につきましては、病院事業に対する出資金が１億３，１３３万９，０００円と水道事業に対する出資金が２９０万円でございます。

その下の繰出金、個別排水処理特別会計繰出金４，３０４万８，０００円につきましては、地方債の償還分として７９８万２，０００円を、それから、資本金のルール分として１，３１８万７，０００円を、また、資本金の基準外分として２，１８７万９，０００円を繰り出そうとするものでございます。

４の広域事務組合負担事業１，３６２万円につきましては、各会計予算参考資料によりまして、後ほど副町長より御説明を申し上げます。

次に、１２５ページの２目、予防費でございますけれども、こちらは前年度と大きく変わったところはございません。

次に、１２７ページになります。

４の健康づくり事業の中ほど、がん検診委託料２，１９１万８，０００円のうち６２０万７，０００円につきましては、乳がん、子宮頸がんが早期発見、早期治療で治癒確率が高く、また大腸がんにつきましてはがん部位別死亡順位が高いことから、これら三つの健診を同日に受診できる検診日を年４回、レディース検診日として設け、受診率の向上を図ることとしたところでございます。レディース検診に係る経費として６２０万７，０００円を計上したところでございます。

次に、３目、環境衛生費でございます。２の墓地・霊園等管理事業の普通旅費２万６，０００円につきましては、合同納骨塚の整備に向け、先進地の職員視察を行うための旅費を計上したところでございます。

次に、１２９ページにつきましては、前年度と大きく変わったところはございません。

次に、１３１ページになります。

保健福祉総合センター費の中のパッケージエアコン簡易点検委託料２７万６，０００円、これも新規でございますけれども、これにつきましては、平成２７年にフロン法の改正によりまして業務用空調機の点検が義務化されたことによる委託料でございます。３年に１回の点検が義務化されたものでございます。

次に、１３３ページをお願いしたいと思います。

３のごみ処分場維持管理事業の中の修繕料１，７３１万３，０００円でございます。この修繕料につきましては、管理棟の高圧器具、照明器具など、ごみ処分場に係る修繕費として９６９万７，０００円、そして、浸出液処理施設の第１期、第３期それぞれの水処理施設の修繕に３８１万７，０００円、また、リサイクルセンターのペットボトル減容機、あるいはシャッター修繕などに２７４万７，０００円の計上を行おうとするものでございます。

○議長（大原　昇君）　暫時休憩をします。

再開は１４時１０分といたします。

午後　１時５８分　休憩

―――――――――――――――――――――――――

午後　２時１０分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　引き続き、御説明させていただきたいと思います。

１３５ページになります。

５款、労働費の総額につきましては３，２９４万５，０００円でございます。労働費につきましては、昨年度から特に大きな変更はございません。

次に、１３７ページです。

６款、農林水産業費でございます。総額が５億２，５９０万３，０００円でございます。

１目、農業委員会費、農業委員会運営事務１，００７万２，０００円の計上でございますけれども、委員報酬、費用弁償等、２０名の委員報酬及び費用弁償について計上をしているものでございます。

次に、３目、農業総務費、農業総務事務、負担金です。１３９ページになりまして、一番上の網走川流域の会負担金５万円でございます。これも新規の計上でございますが、平成２７年３月に設立された会で、網走川流域の４市町の自治体、ＪＡ、漁協、森林組合で組織をしており、網走川流域における文化、環境について地域づくりを進めるための負担金として５万円の計上でございます。

次に、４目の農業振興費、農業振興事業の業務等委託料、営農用水流量観測等業務委託料２３７万６，０００円でございますが、これにつきましては、豊幌地区、登栄地区で営農用水として取水をしている河川の流量観測を行うものでございます。観測を行い、今後における対策等の参考とするための委託料でございます。

それから、負担金、一番下、土壌病害虫侵入防止対策事業負担金８１万円でございます。これにつきましては、平成２７年にジャガイモシロシストセンチュウが管内で確認されたことから、その侵入防止策を図るため、ＪＡが設置する看板１５枚分について負担しようとするものでございます。

２の新規就農者等支援事業、交付金、農業次世代人材投資資金でございます。これは、従来の青年就農交付金でありまして、名称変更等によるものでございます。２名分について計上させていただいたところでございます。

次に、１４１ページになります。

６、みらい農業センター管理運営事業でございます。この中の修繕料５８７万４，０００円でございますけれども、まず、平成７年のボイラーの更新を図る費用として４０６万６，０００円、トラクターなど農業機械などの修繕料として１５９万円を計上したものでございます。

続きまして、１４３ページです。

５目の畜産業費でございますが、畜産振興事業の補助金、優良肉用牛導入推進事業補助金１４５万円でございます。これにつきましては、優良肉用繁殖素牛を計画的に導入するための補助金でございます。最近の市場価格の上昇から補助対象上限額を１０万円引き上げたことによる２０万円の補助金の増の計上でございます。

それから、３の牧野管理運営事業の修繕料６４４万５，０００円でございます。これにつきましては、昨年１０月の台風により、牧場事務所向かいの法面が崩壊したため、その修繕費として３８３万円を、また、電気保安協会からの指導による高圧電線路の修繕が９７万２，０００円、また、その他車両等の修繕を行おうとするものでございます。

二つ飛びまして、業務等委託料の美幌峠牧場預託牛管理業務委託料４８４万４，０００円につきましては、本年度より預託牛を有限会社ワタミファームと業務委託により実施することとなったことから、その委託料の計上でございます。

なお、預託者からの使用料として町が収入し、同額を委託料として支出を行おうとするものでございます。

次に１４５ページをお願いしたいと思います。

２の道営土地改良事業のうち、負担金及び補助金につきましては、後ほど副町長より事業内容等について御説明させていただきたいと思います。

３の団体営土地改良事業の補助金でございます。多面的機能支払事業補助金１億３，８３１万３０００円でございますが、この制度につきましては、農地の持っている多面的な機能を発揮するため、地域で行う協同活動を支援するものでございまして、本年度より全町一円をカバーする取り組みとなったことに伴う増額でございます。

次に、１４７ページになります。

２項、林業費、１目、林業総務費でございます。２の林業推進事業の普通旅費４１万１，０００円の計上でございますけれども、これにつきましては森林組合でコアドライ材の乾燥工場が整備されることから、住宅用建材としてのＰＲを図っていくための旅費１５万８，０００円が４１万１，０００円の中に入ってございます。

続きまして、１４９ページでございます。

補助金の二つ目の町産材活用促進事業補助金１，７４０万円でございますけれども、従来から補助をしているものに新たにＦＳＣ認証コアドライ材の活用について、立米当たり６万円の補助の追加をしたものでございます。コアドライ材を使った物につきましては、７棟分、７０立米を計上したところでございます。

続きまして、３の林業施設維持管理事業の一番下の森林公園管理業務委託料１５２万５，０００円のうち８１万８，０００円につきましては、みどりの村森林公園のバンガロー及び周辺整備を図ろうとするものでございます。

次に１５１ページにつきましては、大きな変更点がございませんので、１５３ページをお願いしたいと思います。

７款、商工費でございます。商工費の総額が５億７３９万４，０００円でございます。

２目の商工業振興費の２、商工業活性化促進事業、補助金の下から二つ目、商店街イベント事業補助金３０５万円でございますが、従来の各商店会に対する補助を一本化し、連合商店会が平成７年を最後として実施されていない協同売り出し事業にことし取り組むということになりまして、中元セールを実施することとなりました。その事業の一部補助として２４０万円を、また、従来からのスマッピーカード年末年始大売り出しとして６５万円を計上したものでございます。

それから、その下のつなげる・つながる商店街事業補助金２６１万６，０００円でございます。これにつきましては、魅力ある商店街の形成を図るため、連合商店会で、まちゼミストリートイベント、先進地視察、また、町民との交流の場創設に向け、空き店舗改修による交流スペースの確保を図るため、その経費の一部を補助しようとするものでございます。

次に、１５５ページです。

３目、観光費になります。１の観光振興事業の上から六つ目、印刷製本費１１８万円についてでございます。これは、観光パンフレットの作成経費でございまして、日本語版を２万４，０００部、それから中国語版を２種類でそれぞれ１万部作成しようとするものでございます。

一つ飛びまして、業務等委託料、観光パ

ンフレット翻訳業務委託料２０万８，０００円については、先ほどの中国語版の観光パンフレットを作成するための中国語翻訳の委託料でございます。

その下の負担金でございます。二つ目の阿寒国立公園広域観光協議会負担金１５万円でございますが、これは国立公園名称変更記念事業実施のため、例年から比べて５万円の増となっているところでございます。

それから、補助金でございます。観光物産協会補助金９８３万４，０００円につきましては、従来の業務に加えまして、新たに雲海予測サイト制作と管理業務について委託をすることとなったことから、これに２２万３，０００円を、また、マーケティング調査及び観光資源分析等事業に着手することになったことから、これに対し３５万７，０００円をそれぞれ増額して補助金を支出しようとするものでございます。

２の観光施設維持管理事業のうちの修繕料１，２００万１，０００円でございますが、これは、峠の湯びほろに係る修繕で、給水ポンプ、温水ポンプなどの取りかえに３７６万４，０００円、サウナ室の座面と床の張りかえなどに１２９万６，０００円、トイレのウォシュレットの改修として１３６万円、深井戸水中ポンプで１７６万１，０００円、その他小破緊急修繕として３００万円などを計上したものでございます。

それから一つ飛びまして、業務等委託料、美幌峠雲海予測委託料１３５万円でございますけれども、これにつきましては美幌峠の雲海発生予測を情報発信するための委託料でございまして、日本気象協会の気象予報士による１日１回の予報データの提供により、そのデータをもとにホームページ等で毎日、予報確率の更新を図るための委託料でございます。

その下の交流促進センター改修等調査委託料４０８万３，０００円につきましては、平成８年１２月供用開始から２０年が経過し、老朽化も進んでいることから、施設の劣化状況を調査し、今後の施設のあり方を検討するための資料とするための調査委託料でございます。

次に１５７ページをお願いいたします。

工事請負費の美幌峠レストハウス２階改修工事５，０００万円でございます。これにつきましては、平成１４年建設のレストハウス２階部分をリニューアルして、観光客の方々にさらに美幌峠を楽しんでもらうため、キッズスペースの新設、床材の改修、照明のＬＥＤ化、多目的トイレ改修、記念撮影コーナーなどの新設を行おうとするものでございます。

それから、３の観光イベント推進事業、一番下の夏まつり補助金２６０万円でございます。これは、夏まつりのときに使用しているやぐらの修繕が必要なことから、例年より６０万円増額をした補助金として計上させていただいたところでございます。

４目の消費者対策費、消費者保護対策事業の各種研修等報償でございます。４９万７，０００円でございますけれども、これにつきましては従来消費者生活相談業務委託料により支出をしていたものを、今回報償費に組みかえを行ったものでございます。

それから、下から三つ目の庁用備品８４万３，０００円でございます。これにつきましては、消費生活センターの印刷機に不具合が生じたということで、新たに印刷機の購入を図ろうとするものでございます。

続きまして、１５９ページになります。

８款、土木費でございます。土木費の総額が１３億６，２７８万円でございます。この１５９ページにつきましては、前年度と大きく変更はございませんので、１６１ページをお願いしたいと思います。

一番上の実施設計等委託料の第７６１号道路空洞調査委託料９５０万円でございます。これにつきましては、上美幌の国道２４０号から道道北見美幌線に抜ける町道で、道路陥没があり、その周辺の空洞状況

の調査を行おうとするものでございます。

それから、２の道路橋梁補修事業のうちの実施設計等委託料でございます。擁壁・法面調査業務委託料２８０万円につきましては、９路線２１．２キロメートルについて一次点検を目視により実施しようとするものでございます。

その下のトンネル調査業務委託料１３０万円につきましては、５年に一度の法定点検でございまして、美幌峠牧場に向かう町道１カ所のトンネルについて実施を行おうとするもので、延長が７８メートルでございます。

それから、その下の橋梁長寿命化計画策定業務委託料９２０万円でございますけれども、これにつきましては平成２６年３月策定の計画の見直しを行うための委託料でございます。

その下の道路照明・標識調査業務委託料３，３４０万円につきましては、道路照明４５４基、それから、道路標識１１４基、計５６８基について調査を行うものでございます。

その下の工事請負費、大正橋補修工事につきましては、工事内容につきまして後ほど副町長から御説明をさせていただきたいと思います。

３の除雪対策事業１億６，７４４万１，０００円の計上でございます。これにつきましては一斉除雪８回分について予算計上を図ったところでございます。

それから、このページの下から三つ目の車両４，６３７万２，０００円の計上につきましては、平成１４年１２月購入の除雪トラックの更新を図ろうとするものでございます。

次に、１６３ページをお願いしたいと思います。

５の堤内排水対策事業の業務等委託料、各樋門排水ポンプ設置等委託料７７６万円につきましては、１２樋門及び開発ポンプ車それぞれ２日分の予算を計上したところでございます。

一つ飛びまして、工事請負費の樋門電気設備工事４６０万円につきましては、日の出の新設釜場の電源設備及び美禽樋門の電源移設を行うための工事費でございます。

その下の機械器具６６５万３，０００円につきましては、河川増水時の排水能力の向上を図るため、ポンプ７台を新たに購入しようとするもので、これにより町保有ポンプについては４８台となるものでございます。

続きまして、３目の道路橋梁新設改良費でございます。１の道路整備事業の実施設計委託料の駒生川関連農道橋実施設計委託料１，４１０万円につきましては、昨年未実施のものでございますけれども、駒生川の改修に伴い、町道及び町道橋の移設を伴うため、その実施設計を行うもので、道の補償工事で行われるものでございます。

その下の第３０号道路雨水対策実施設計委託料６８０万円につきましては、大雨時の排水対策を図るための実施設計の委託料でございます。

それから、工事請負費の６件、その下の道路改築事業につきましては、後ほど予算工事関連参考資料により副町長から御説明をさせていただきます。

続きまして、３項、河川費の１目、河川総務費、河川維持管理事業については１６５ページになります。修繕料２，６８３万６，０００円の計上でございますけれども、これにつきましては、昨年の台風等を含めまして、普通河川、農業用排水路など６本について修繕を行おうとするものでございます。

それから、４項、都市計画費の２目、公園維持費でございます。公園維持管理事業の中ほどの修繕料１，４７８万円でございますが、これにつきましては、あおやま南、いなみ北公園のベンチ修繕及び樹木の剪定、せせらぎ公園の人道橋、園路の階段下の洗掘の修繕、遊具広場の排水修繕などを

行おうとするものでございます。

それから、実施設計等委託料、公園施設更新実施設計委託料４００万円でございます。これは、公園長寿命化計画に係るみとみ公園遊具更新の実施設計などを行おうとするものでございます。

その下の工事請負費につきましては、後ほど副町長より御説明申し上げたいと思います。

次に、１６７ページをお願いいたします。

３目の公共下水道費、公共下水道繰出事業の繰出金でございます。３億７，２２８万５，０００円につきましては、雨水、汚水処理経費、地方債の償還金、水洗便所普及費のほか、基準外の一般会計からの繰り出しを行おうとするものでございます。

次に、５項の住宅費でございます。１目、住宅総務費の建築事業の中の補助金でございます。住宅リフォーム促進補助金４，７１９万円につきましては、さらに３年間延長することとし、１３０件分について計上したところでございます。

２の住宅施策計画策定事業の耐震改修促進計画修正業務委託料３２万８，０００円につきましては、平成２８年度に策定した耐震改修促進計画の一部修正を行おうとするものでございます。

次に、１７１ページになります。

９款、消防費につきましても、各会計予算参考資料に基づきまして、後ほど副町長より御説明をさせていただきたいと思います。

次に、１７３ページになります。

１０款、教育費でございますが、総額は１９億３，５０３万９，０００円でございます。

１項、教育総務費の中の３目、教育振興費でございます。１の教育振興事業の中の補助金、美幌高等学校農業科間口対策補助金１２０万円、新規でございますけれども、これは農業科に町外から入学する生徒に対して１０万円を就学助成することにより、保護者の負担軽減と合わせて生徒確保及び間口対策を図ろうとするものでございます。

次に、１７５ページでございますけれども、このページにつきましては、前年度と大きな変更はございません。

次に、１７７ページになります。

５目の語学指導外国青年招致事業費でございます。この中の負担金の一番下、自治体国際化協会渡航負担金２０万円でございますけれども、これにつきましては、外国語指導助手が８月に変更となることから、来日旅費について負担をするものでございます。

続きまして、２項、小学校費、１目、学校管理費、小学校管理事業でございます。１７９ページになります。一番上の修繕料２，４３５万５，０００円でございますが、これにつきましては、東陽小学校の電気暖房機の取りかえ、エレベーターの修繕、旭小学校の玄関及び渡り廊下の屋根の修繕とプールろ過機の修繕を行うものでございます。あわせて、美幌小学校、旭小学校の煙突の囲い込み、それから各小学校の黒板の交換などを行おうとするものでございます。

それから、中ほどより少し下の使用料１３６万円についてでございます。これにつきましては、各小学校のカラー複写機を定額制であるプリントフリーを導入することにしたことに伴う増額でございます。

二つ飛びまして、庁用備品１６０万５，０００円でございますけれども、これは各小学校の牛乳保冷庫及び東陽小学校のパソコン教室用の椅子の購入を図ろうとするものでございます。

その下の機械器具１１６万３，０００円につきましては、東陽小学校の除雪機の購入を図るものでございます。

次に、１８１ページになります。

２目、教育振興費、小学校教材整備事業

の庁用備品１，２７３万５，０００円ですが、これは、美幌小学校教育用パソコン、各小学校教員用タブレットを購入しようとするものでございます。

その下の機械器具３３１万８，０００円につきましては、各小学校ＩＣＴの機器である大型テレビ及び実物投影機の購入を図ろうとするものでございます。

２の小学校教育振興事業の社会保険料等６万１，０００円、人夫賃等５５０万５，０００円、健康診断委託料４万８，０００円につきましては、各小学校に１名ずつ教育支援員を配置し、小学校２年生から小学校４年生を中心に算数科及び国語科を指導し、学力階層の底上げを図るための経費でございます。平成２８年の２名配置から１名増員を図るものでございます。

それから、３目の特別支援学級費でございます。２の小学校特別支援学級振興事業の同じく社会保険料等、人夫賃等、健康診断委託料につきましては、介助員を１名ふやし、１２名体制から１３名としたことに伴う増額となっております。

次に、１８３ページをお願いしたいと思います。

３項、中学校費でございます。１目の学校管理費の中学校管理事業の修繕料４，９７９万８，０００円でございます。これにつきましては、美幌中学校の校舎暖房用ボイラーの取りかえ及び給食搬入口の改修を図るもの、また、北中学校におきましては、校舎暖房用ボイラーの取りかえ及び暖房監視装置の取りかえを行うための経費を計上したものでございます。

それから、下のほうの使用料８１万９，０００円につきましては、小学校同様、複写機のプリントフリーの導入による増額となっております。

それから、一番下の積立金１５３万円でございますけれども、美幌中学校学校林売り払いによる積立金で、売り払い代の７割について積み立てを行おうとするものでございます。

次に、１８５ページになります。

２目の教育振興費、中学校教材整備事業の機械器具１４９万６，０００円につきましては、北中学校の大型テレビ、また、美幌中学校、北中学校に実物投影機の購入を図ろうとするものでございます。

その下の教育備品３２万９，０００円につきましては、北中学校のバスケット用カウント表示器及び卓球台２台の購入を図ろうとするものでございます。

ほかについては、昨年度と大きな変更はございません。

１８７ページにつきましても、前年度と大きく変わったところはございません。

１８９ページになります。

４の高齢者教育事業１１６万７，０００円でございますけれども、これは、昨年度まで介護保険特別会計の介護予防費事業として組んでおりましたが、ここから教育費の高齢者教育事業に組みかえを行ったものでございます。

５の芸術文化振興事業、負担金の芸術文化鑑賞事業負担金４５０万円でございますけれども、２９年度にびほーるが５周年を迎えるということで、５周年記念事業を実施することから増額した計上となっております。

次に、３目の社会教育施設費でございます。町民会館等管理運営事業の下から四つ目の修繕料４１６万４，０００円でございますが、これにつきましては、びほーるのトイレ温水暖房便座の取りかえを２２基について行おうとするものでございます。あわせて、舞台照明の回線の切りかえボックスの増設などを行おうとするものでございます。

次に、１９１ページになります。

業務等委託料の三つ目でございます。町民会館改築工事監理業務委託料２，０６２万６，０００円ですが、これは、町民会館改築による債務負担行為に基づく委託料の計上

でございます。

一つ飛びまして、調整室エアコン設置委託料２０万６，０００円につきましては、旧町民会館特別室のエアコンをびほーるの調整室へ移設を図るための委託料でございます。

それから、施設維持管理等委託料の１，１４２万円のうちの六つ目の冷暖房換気設備保守点検委託料２３２万２，０００円につきましては、空冷式ヒートポンプ空調機の３年に１回の法点検の実施による増額でございます。

それから、工事請負費の一番上の客席天井落下防止措置工事６０８万１，０００円でございます。これにつきましては、東日本大震災時、多くの天井脱落を受け、平成２６年４月１日より建築基準法施行令が改正され、特定天井の提起がされたところでございます。この特定天井にびほーるの客席部分が該当となることから、その部分について増改築時に新基準に適応する措置が必要とされていることに伴い、町民会館改築時に落下防止の措置を講ずる必要があるため、工事を行おうとするものでございます。

それから、町民会館改築建築主体工事から機械設備工事までにつきましては、改築事業に伴う債務負担行為に基づくそれぞれの平成２９年度施工分でございます。

次に、２のマナビティーセンター管理運営事業でございます。下から二つ目の壁面看板撤去委託料９万８，０００円については、看板を設置しておくと危険性があるため、看板の撤去を行うものでございます。

その下の冷房室外機撤去委託料２３万１，０００円につきましては、大研修室のエアコンが使用不可能なため、室外機の２基について撤去を行おうとするものでございます。

次に、１９３ページ、１９５ページにつきましては、前年度から大きな変更はございませんので、１９７ページをお願いしたいと思います。

６目、博物館費でございます。博物館運営事業の中の修繕料３２８万５，０００円でございます。これにつきましては、空調機フィルターの修繕、物見塔の屋根の修繕、２階ホールの照明用配線ダクトの新設などを行おうとするものでございます。

それから、下のほうの工事請負費の博物館正面前庭階段改修工事３４０万２，０００円につきましては、博物館正面玄関前の階段の修繕を行うものでございます。

下から二つ目の庁用備品につきましては、移動式のテレビスタンドと冷凍庫の購入を図るものでございます。機械器具につきましては、テレビスタンドと同様に６２型の液晶テレビの購入を図ろうとするものでございます。

それから、１９９ページの２の博物館活動推進事業９６６万６，０００円の計上につきましては、美幌町が１３０年、博物館が開館３０周年を迎えることから、学校をテーマとした特別展、また、博物館がこれまで展示してきた目玉資料を振り返る特別展などを企画しているところでございます。３０周年記念イベントに必要な経費についてもあわせて９６６万円６，０００円を総額として計上したところでございます。

次に、７目の文化財保護費の文化財保護事業１，４６０万６，０００円につきましては、美幌豊栄地区及び昭美地区の道営畑総事業に伴う調査費などに係る経費を計上したものでございます。

次に、２０１ページになります。

５項、保健体育費の１目、保健体育総務費でございます。スポーツ推進事業の７段目の特別旅費８万４，０００円につきましては、多目的の屋内運動場整備に向けて、中標津町、別海町への視察旅費について５万２，０００円を計上したことによる増額でございます。

それから、下のほうの補助金になります。二つ目の全国、全道競技大会選手派遣

補助金３００万円でございますけれども、これにつきましては、小中学生を初め、本町のアスリートの方々が全道・全国大会で活躍しており、なお一層の活躍に向け支援を行うため、補助率の引き上げを行ったことから、１００万円の増額となったところでございます。

続きまして、２０３ページをお願いいたします。

上から二つ目のスポーツ指導者資格取得補助金２１万６,０００円、新規の補助金でございます。これにつきましては、主にジュニアにおけるスポーツ指導者の確保を図るため、指導に必要な資格取得に対する補助制度の新設を行ったものでございます。

次に、２目の体育施設費、屋内体育施設維持管理事業の下のほうになりますけれども、実施設計等委託料、スポーツセンター耐震化実施設計委託料１,０８１万１,０００円でございます。これにつきましては、耐震補強工事及び内部改修などを平成３０年度に実施予定をしていることから、その実施設計を行おうとするものでございます。

下から三つ目の教育備品でございます。１５６万９,０００円の計上につきましては、競技用スターター及びそのプリンターの購入、バレーボールネットやトレーニングセンターの器具購入を図ろうとするものでございます。

次に、２０５ページをお願いいたします。

２の屋外体育施設維持管理事業、消耗品費３３５万２,０００円のうち、５８万４,０００円につきましては、昨年の台風で浸水したパークゴルフ場のスタートマット９枚を購入するものでございます。

五つ飛びまして、修繕料４０８万４,０００円のうち２２６万８,０００円につきましては、リリー山スキー場リフトの油圧シリンダーの修繕を行おうとするものでございます。

それから、下のほうに飛びまして、原材料費２２９万１,０００円のうち９６万６,０００円につきましては、パークゴルフ場の芝更新用の埋め土、張り芝等の購入を行おうとするものでございます。

一つ飛びまして、機械器具２８７万９,０００円につきましては、陸上競技場、野球場用のスポーツトラクターの購入を図ろうとするものでございます。

その下の教育備品４０万８,０００円につきましては、昨年も整備をしましたけれども、美富テニスコートのベンチ４基と審判台などの購入を図ろうとするものでございます。

次に、２０７ページになります。

３目、学校給食センター費でございます。学校給食運営事業の１１段目、賄材料費８,２２４万７,０００円のうち６０万４,０００円につきましては、地元食材の給食提供を図ることで地元への理解あるいは食への理解を深めてもらうための３回分の給食提供の賄材料費として６０万４,０００円を計上しているところでございます。

それから、２の学校給食センター維持管理事業の修繕料１,０４１万７,０００円でございます。このうち６４４万２,０００円につきましては、空気調和機の修繕、１０８万９,０００円は冷却水のポンプ修繕、その他、炊飯釜、作業台などの修繕を行おうとするものでございます。

一番下の庁用備品２,９４６万６,０００円ですが、このうちの２,９２８万８,０００円につきましては、カートイン式消毒保管機の購入を図るものでございます。

次に、飛びまして２１１ページをお願いしたいと思います。

１１款、公債費でございます。公債費の総額につきましては、１１億１５９万６,０００円でございます。

まず、１目、元金でございます。町債元金の償還金として１０億１,５６６万５,０００円を計上させていただいております。

公債費の残高につきましては、平成２８年度末で、８７億2，８６４万6，０００円で、新年度の償還額が今説明を申し上げました１０億1，５６６万5，０００円、記載の中で御説明申し上げました今年度の借り入れ予定額が１６億1，８３９万9，０００円でございますので、平成２９年度末の残高は９３億3，１３８万円となる見込みでございます。

２目、利子についてでございます。町債の利子償還金として8，５２９万2，０００円を、また、一時借入金の利子として５０万円の計上をさせていただいたところでございます。

３目の公債諸費の登録債支払事務１３万9，０００円につきましては、市町村共済組合が引き受け先となった平成１６年借入の保健福祉総合センター建設分の登録債の事務手数料でございます。

次に、２１３ページをお願いしたいと思います。

１２款、職員給与費でございます。総額が１３億2，９１３万5，０００円となります。職員給与費の特別職給につきましては、町長、副町長、教育長の給与でございます。その下の一般職給につきましては、職員１６８名分の給与の計上でございます。

次に２１５ページをお開きいただきたいと思います。

１３款、予備費でございます。予備費につきましては、前年度と同額の１００万円の計上でございます。

歳出は以上でございますけれども、先ほど説明の中で申し上げました道営土地改良事業負担金、補助金、８款の工事費関係、９款の消防費について、副町長より御説明を申し上げたいと思います。

○議長（大原　昇君）　暫時休憩をします。

再開は１５時１０分といたします。

午後　２時５７分　休憩

午後　３時１０分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

副長町。

○副町長（平井雄二君）　それでは、私から主要事業について御説明をさせていただきたいと思います。

初めに、各会計予算参考資料の５９ページをお聞きいただきたいと思います。

４、道営土地改良事業計画概要であります。

まず、１、畑地帯土地改良事業であります。

まず、美幌豊栄地区は、区域が野崎、美富、豊幌、登栄、駒生の一部で、平成２４年度から平成３２年度までの継続事業であり、事業内容はＪＡが行う畑と面の整備でございます。今年度は、区画整理、暗渠排水、客土、除礫の面整備事業を行うもので、２９年度事業費は1億6，５００万円でございますが、前年度分繰越2，７３０万円を加え、合計1億9，２３０万円の事業費となっております。

次に、二つ目の美幌昭美地区は、区域は昭野、美和、栄森の一部で、平成２４年度から平成３１年度までの継続事業であり、事業内容は上と同じ面整備事業であります。事業費につきましては6，２００万円となっておりますが、この地区も前年度分の繰り越しがありまして、1，０００万円を加え、合計7，２００万円の事業費となっております。

次に、三つ目の稲都福梅地区でございます。区域は稲美、都橋、福住、豊富、古梅で、平成２７年度から平成３２年度までの継続事業であり、事業内容は農道整備と面整備事業であります。今年度は農道の測量調査、区画整理、客土を行うもので、２９年度事業費は2億6，１９３万7，０００円

となっておりますが、この地区も前年度分の繰り越しがありまして、２，５６４万円を加えて合計２億８，７５７万７，０００円の事業費となっております。

また、農業経営高度化事業、通年施工により、２戸８．１７ヘクタールの区画整理を行い、事業費５８８万３，０００円となっており、歳入歳出同額補助金のトンネル予算を計上しております。

次に、四つ目の豊高第２地区でございます。区域は豊岡、高野で、本年度から事業着手となります。事業期間は平成２９年度から平成３３年度を予定しており、事業内容は面整備事業であります。今年度は、区画整理、暗渠排水、客土の調査設計を行うもので、２９年度事業費は２，５００万円となっております。

最後に、五つ目の端野下右岸第２地区でございます。北見市が実施する畑地帯土地改良事業であり、北見市端野町緋牛内から本町の高野、豊岡にかけて隣接して所有している農地について一帯で実施するもので、平成２７年度から平成３２年度までの継続事業であります。今年度は客土の面整備事業で、２９年度事業費は美幌町分が７００万円となります。土地が本町であることから、法手続を行い、町の予算に計上していますが、受益者も全員北見市民であることから、全額を北見市が負担するトンネル予算となっております。

次に、２、草地畜産基盤整備事業であります。

美幌日並地区は、区域は日並で、本年度から事業着手となります。事業期間は平成２９年度から平成３３年度を予定しており、ＪＡ美幌所有の日並牧場の基盤整備でございます。今年度は、草地整備、道路、隔障物、畜産舎の調査設計を行うもので、２９年度事業費は３，２００万円となりますが、土地改良事業上、申請及び法手続については美幌町が行うものでありますけれども、全額受益者のＪＡ負担であり、トンネル予算となっております。

平成２９年度畑地帯の事業費は５億２，０９３万７，０００円となり、前年度繰越分６，２９４万円を加えると、事業費総額は５億８，３８７万７，０００円となり、草地畜産基盤整備事業の事業費は３，２００万円となります。

財源内訳についてですが、畑地帯事業の負担割合は、国が５５％、道が２８％、地元負担が１７％で、地元負担のうち農家負担が７．５％、残りを道のパワーアップ事業と町で４．７５％ずつ負担するもので、平成２７年度から農業経営高度化促進事業を実施しており、国の補助金を活用することにより、道及び町の負担を一部軽減し、町の負担総額は５億２，０９３万７，０００円のうち約２．７％の１，３８９万１，０００円を予定しております。また、繰越事業分として、６，２９４万円のうち１４９万５，０００円を負担し、総額として１，５３８万６，０００円の町負担を予定しております。また、草地畜産基盤整備事業の負担割合は、国が５０％、道が２５％、地元負担が２５％となりますが、町負担についてはございません。

次に、参考資料の７８ページをお開きいただきたいと思います。

９、広域事務組合、美幌・津別広域事務組合負担金の内訳でありますが、まず、津別町との負担割合でございます。総務部門の議会費、監査委員費、予備費が５０％ずつ、総務部門の一般管理費と衛生部門（火葬場）の経費は美幌町８０．２１％、津別所１９．７９％で、美幌町の負担割合が０．９５％増加しております。

次に消防部門ですが、通信指令施設管理費とデジタル無線施設整備事業に係る公債費が昨年同様に５０％ずつ、消防本部費及び通信指令業務運営費は美幌町７２．８２％、津別町２７．１８％で、昨年に比べ美幌町の負担割合が０．４９％増加しております。また、美幌消防費、車両等整備に係る

公債費につきましては、美幌町が１００％の負担でございます。

新年度、広域組合の予算合計は、一番下の左の欄に記載の５億４，８３５万９，０００円で、予算合計のうち美幌町の負担につきましては右下の欄に記載の４億８，４２５万５，０００円で、対前年比２．０％の増となっております。

次に、組合の主な事業でございますが、空気式救助資機材の更新整備と消防庁舎改築基本構想・基本計画策定、災害現場での安全管理を図るため、消防団員の活動服の更新整備、火葬場施設の維持管理・修繕等を実施するところでございます。なお、引き続き防火意識の向上と自主防災組織の育成、職・団員の訓練、指導に力を入れ、災害に強いまちづくりに努めるとともに、消防体制、救急体制の精度を上げ、住民の安全・安心に万全を期してまいりたいと思います。また、火葬場の運営でありますが、利用者のサービス向上とより効率的な管理運営をなお一層取り組んでまいりたいと思います。

予算参考資料は以上でございます。

次に、別つづりの予算工事関係参考資料をごらんいただきたいと思います。

まず、１ページを開いていただきたいと思います。

道路橋梁補修事業でございます。地図番号①、第７７０号道路は平成２６年度から実施しております大正橋の橋梁補修工事で、２９年度は橋桁、橋台、橋脚及び支承部分の断面修復、塗装による表面被覆、ひび割れの補修を予定しております。なお、今回の工事は橋梁下部の工事となりますので、片側交通規制により実施をいたします。工事費は６，３００万円で、この財源は国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率１０分の６、補助残には過疎債、充当率１００％、交付税措置７０％を活用した整備を予定しております。

次に、２ページをお開きいただきたいと思います。

道路整備事業でございます。図面の上から①、第５９９号道路は新町１丁目の北海道療育園が建設中のグループホーム周辺の町道で、車道幅員５．５メートル、延長１２７メートルの改良舗装を予定しております。工事費は１，５８７万５，０００円でございます。

次に、②、第２号道路は、栄通の三橋南と三橋町１丁目区間の両側の歩道改良で、歩道幅員３．０メートル、延べ延長３０８メートルの改良舗装を予定しております。工事費は２，１００万円であります。

次に、③、第１０７号道路は西１条北３丁目の美幌小学校南側の通学路交差点から大通北３丁目の国道までの車道幅員５．５メートル、延長１３８メートルの改良舗装を予定しております。工事費は１，９００万円であります。

次に、④、町道第１２３号道路は、美園地区の芦名様宅から山崎様宅までの車道幅員５．５メートル、歩道幅員２．５メートル、延長１７０メートルの改良舗装を予定しております。工事費は３，８８５万円であります。

次に、⑤、第１５号道路は、平成２８年度からの継続路線で、野崎の伊藤様宅から西４号線までの車道幅員５．５メートル、延長２８０メートルの舗装を予定しております。工事費は１，１００万円であります。

次に、⑥、第８９１号及び第８９２号道路は、緑ヶ丘地区内の田中様宅から佐々木様宅までの車道幅員３メートル、延長１７０メートルの改良舗装を予定しております。工事費は１，４４０万円であります。

この６本の路線は、いずれも過疎債を活用した整備を予定しております。

次に、３ページをお開きいただきたいと思います。

道路改築事業でございます。図面中央の①、第２６２号道路は、平成２８年度から改良と舗装を年次計画で実施しているもの

で、今年度は東１条南２丁目の石原時計店様から南側に向かって東１条南３丁目の松本様宅までの車道幅員８メートル、歩道幅員２．５メートル、延長２１８メートルの改良舗装を予定しております。工事費は６，５００万円で、この整備には国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率１０分の６、補助残には過疎債を活用した整備を予定しております。

次に、４ページをお開きください。

公園維持管理事業でございます。平成４年の供用開始から２４年が経過している日の出地区のいなみ北公園のほか、ひがしまち公園とあおやま南公園の複合遊具の更新を予定するものであります。工事費は５，８７１万円で、この整備には国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率１０分の５、補助残には公共事業債、充当率９０％のうち、今年度元利償還金の５０％が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

以上、主要事業について私から説明を申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　それでは、一般会計の歳入について御説明をさせていただきたいと思います。

予算書の２０ページ、２１ページをお開きいただきたいと思います。

１款、町税につきましては、前年度から１，７８５万７，０００円の増、総額で２２億５６７万２，０００円、率にして０．８％の増を見込んでおります。個人町民税は、農業所得の伸びを期待できることから、８億３，７００万７，０００円と、１，２８１万１，０００円の増を見込んでおります。法人町民税につきましては、建設業の法人税割が伸びていることから、１億３，１１９万６，０００円で、１，２６０万１，０００円の増を見込んでいるところでございます。

続きまして、町たばこ税につきましては、売上本数が減少傾向にあることから、１億８，２７７万５，０００円、６２５万６，０００円の減を見込んだところでございます。

次に、２２ページ、２３ページになります。

２款の地方譲与税につきましては、総額１億３，５８４万６，０００円、前年度から２７０万１，０００円の減でございます。

地方揮発油譲与税につきましては、揮発油に対して課される税で、地方揮発油税の４２％が市町村に交付されますけれども、本年度は４，１９８万４，０００円を計上させていただいたところでございます。

自動車重量譲与税につきましては、自動車重量税の１，０００分の４０７が市町村の道路延長及び面積に基づいて譲与されるもので、本年度につきましては９，３７６万２，０００円を計上したところでございます。

次に、２４ページ、２５ページです。

３款の利子割交付金でございます。これは、道民税の利子割の９９％について、その５分の３相当額が市町村の個人道民税で按分され交付されるものでございますが、本年度につきましては３０９万９，０００円を見込んだところでございます。

次に、２６ページ、２７ページになります。

４款、配当割交付金につきましては、個人に係る株式配当に対して５％が特別徴収され、その９９％の５分の３相当額が市町村へ交付されるものでございます。本年度の見込みとして５３７万３，０００円を計上させていただいたところでございます。

次に、２８、２９ページです。

５款、株式等譲渡所得割交付金につきましては、所得税において源泉徴収を選択した特定口座における株式等譲渡所得に対しまして、特別徴収税額の９９％の５分の３相当額が交付されるもので、今年度については６７０万３，０００円を計上させていた

だいたところでございます。

次に、３０ページ、３１ページでございます。

６款、地方消費税交付金につきましては、平成２８年度の決算見込み、地方財政計画を勘案し、前年度から５，８９２万６，０００円の減、３億６，５０７万４，０００円を見込んでおります。消費税は平成２６年４月より地方消費税と合わせた税率が５％から８％へ引き上げになっておりますが、引き上げ分の地方消費税交付金については、その全額を社会保障経費に充てることとなっております。

参考資料の７９ページにその使途を明示しておりますので、後ほど参考にしていただければと思います。

次に、３２ページ、３３ページです。

７款の自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税の９５％の１０分の７相当額が道路延長及び面積に応じて交付されるものでございます。本年度につきましては２，９４６万１，０００円、前年度から１，０２２万６，０００円の増を見込んだところでございます。

次に、３４ページ、３５ページです。

８款、国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、３４万１，０００円の計上をしたところでございます。

次に、３６ページ、３７ページになります。

地方特例交付金につきましては、税源移譲の影響に伴い、国税である所得税から控除し切れなかった住宅借入金等特別税額控除分を地方税の個人住民税から控除した際に、その個人住民税の減収分を補塡するために交付されるものでございます。前年度から１５９万６，０００円の増で、６５３万円を見込んでいるところでございます。

次に、３８ページ、３９ページです。

１０款、地方交付税についてでございます。前年度から２，０００万円減の３８億２，０００万円を計上したところでございます。地方交付税は、地方公共団体が全国等しく行政サービスを提供できるように財源調整及び財源保障の観点から一定のルールに基づいて国から交付される財源で、歳入全体の約４割を占めているところでございます。地方交付税の総額については、平成２８年度の地方財政計画の水準を下回ることがないよう、また、地方財政の運営に支障がないよう、適切な財源措置を講じる旨、国は基本的な考え方を示しているところでございます。

具体的には、普通交付税における歳出特別枠が減額される一方で、新たに公共施設等適正管理推進事業費が創設されるなど、平成２９年度の地方財政計画におきましては、出口ベースで１６兆３，２９８億円が計上され、前年度とほぼ同水準の総額が出口ベースで確保されたところでございます。

こうした国の基本的な考え方、また、地方財政計画の見通しを勘案の上、本町に交付される地方交付税を推計した結果、前年度対比で０．５％減の３８億２，０００万円を計上したところでございます。

次に、４０ページ、４１ページです。

１１款、交通安全対策特別交付金につきましては、３４１万６，０００円を計上したところでございます。

次に、４２ページ、４３ページです。

１２款の分担金及び負担金につきましては、総額で８，８８８万９，０００円、前年度より３，６００万９，０００円の増を見込んでおります。主な増減理由でございますけれども、農業費分担金の豊高第２地区と、美幌日並地区につきまして、それぞれ分担金が追加になったものでございます。

次に、４４ページ、４５ページになります。

１３款、使用料及び手数料につきましては、総額２億７，４７３万３，０００円、３４万円の減で計上しております。主な増減理由としまして、美幌峠牧場における預託牛受け入れに伴う牧場使用料として４８４

万４，０００円の計上を、また、町営住宅使用料として１億４，６２７万１，０００円の計上をし、これにつきましては、入居戸数の減少により、前年度から６０５万４，０００円の減となったところでございます。

続きまして、４６ページ、４７ページの手数料につきましては、前年度と大きく変わった点はございません。

次に、４８ページ、４９ページです。

１４款の国庫支出金についてでございます。国の制度や事業の実施に伴う負担金及び補助金、委託金を計上するもので、総額では８億３，８４５万８，０００円、前年度から８８６万３，０００円の増となったところでございます。

本年度追加になっている主な点として、まず、１目、総務費国庫補助金、総務管理費補助金の社会資本整備総合交付金２６５万９，０００円につきましては、庁舎耐震診断委託業務に係る交付金になります。

また、６目、教育費国庫補助金の下から２段目の４節、社会教育費補助金のうち社会資本整備総合交付金２，８１７万３，０００円につきましては、町民会館改築事業に係る交付金でございます。

その下の５節、保健体育費補助金、社会資本整備総合交付金の３６０万３，０００円につきましては、スポーツセンター耐震化実施設計委託業務に係る交付金を計上したところでございます。

次に、５２ページ、５３ページをお願いしたいと思います。

１５款、道支出金でございますが、総額が７億１，６３１万７，０００円、前年度から５，６２１万円の増となります。

主な変更点といたしましては、１目、総務費道補助金、１節、総務管理費補助金のうち、地域づくり総合交付金の１００万円につきましては、福祉避難所に整備しようとする消耗品及び備品購入に対する交付金を計上したところでございます。

次に、５４ページ、５５ページになります。

５目の商工費道補助金、観光費補助金として、新たに自然環境整備交付金２，５００万円を計上しております。これにつきましては、阿寒国立公園が環境省の進める国立公園満喫プロジェクトの対象地区に指定されたことから、その交付金を活用して施設整備を図るもので、美幌峠レストハウスの２階改修工事の予定をしているものでございます。

次に、５８ページ、５９ページでございます。

１６款、財産収入につきましては、総額で４，１６３万８，０００円、前年度とほぼ同額の予算計上となりました。

次に、６０ページ、６１ページです。

１７款、寄附金でございます。前年度の６，５０４万６，０００円に対しまして、本年度予算額が３，０００万８，０００円と大幅な減を見込んでおります。その理由といたしまして、ふるさと寄付金を前年度は当初６，５００万円と見込み予算計上しておりましたが、本年１月末現在の寄附金が３，６７２万円と伸び悩んでいることから、最終的な２８年度の寄附金の総額は４，１００万円程度になる見通しでございます。このため、前年度実績を踏まえ、２９年度は３，５００万円の減で、３，０００万円を計上したところでございます。

次に、６２ページ、６３ページになります。

１８款、繰入金につきましては、各事業費の財源に充てるため、それぞれの基金から繰入を行うもので、総額２億７，９２７万５，０００円で計上しております。

１目、財政調整基金繰入金は、予算編成におきまして収支不足が生じたことから、その財源として１億２３０万５，０００円を繰り入れるものでございます。

２目の減債基金繰入金につきましては、平成２５年度の給与削減相当額につきまして、緊急防災・減災事業債の償還費用に充

てるものでございます。

３目の公共施設整備基金繰入金につきましては、道路及び公園など公共施設の整備に充てるための繰り入れでございます。

５目のふるさとづくり基金繰入金につきましては、国際交流事業、まちづくり活動奨励事業、スポーツ振興事業のほか、地域振興事業として本年度は美幌峠レストハウス２階改修工事の財源に充てようとするもので、総額４，０２０万７，０００円の繰り入れを行うものでございます。

次に、６４ページ、６５ページになります。

１９款、繰越金につきましては、平成２８年度繰越金として１，０００万円の計上としたところでございます。

次に、６６ページ、６７ページです。

２０款、諸収入でございますが、各費目に該当しない収入を計上するもので、総額を５億７，３５１万３，０００円と見込んだところでございます。

そして、６９ページの雑入について、このうち追加を行った中で重立ったものだけ御説明をさせていただきたいと思います。

７１ページになります。

下から１０個目の震災復旧事業職員派遣負担金９２９万４，０００円でございます。これにつきましては、福島県南相馬市への職員派遣による人件費相当分を見込んだものでございます。

それから、下から二つ目の地方創生がんばる地域応援事業補助金です。これは、歳出の７款で説明を申し上げました、つなげる・つながる商店街事業に係る補助金として２００万円の歳入を見込んだところでございます。

それから、その下の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金８００万円につきましては、２款、総務費で御説明をさせていただきました防犯灯などのＬＥＤ化の調査事業に係る環境省の補助金を８００万円計上させていただいたところでございます。

次に、７２ページ、７３ページです。

２１款の町債につきましては、総額で１６億１，８３９万９，０００円を計上しております。前年度から９億２，７００万８，０００円の大幅な増加となりますが、詳細については、第３表、地方債で御説明をさせていただきましたので、ここでは省略させていただきたいと思います。

以上、平成２９年度の一般会計予算につきまして御説明申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　民生部長。

○民生部長（高崎利明君）　議案の２３３ページでございます。

議案第１９号平成２９年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の２８１ページをお開き願います。

平成２９年度美幌町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３０億６，６５０万円と定める。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表、債務負担行為で御説明いたします。

２８６ページをお開き願います。

第２表、債務負担行為。

電子計算機借上料でありますが、平成２２年度に導入しました電子計算機の更新で、期間は平成２９年度から平成３６年度までの７年間、限度額は１，７５７万６，０００円でございます。

３１０ページ、３１１ページをお開き願います。

３、歳出について御説明いたします。

１款、総務費、１項、総務管理費、１

目、一般管理費の８，４４８万６，０００円の主なものとしては、職員９名分の人件費及びレセプト点検員など臨時職員３名の賃金と電算システム等の事務費であります。国保制度改正に伴い、平成３０年度以降、北海道が道内の市町村とともに国民健康保険事務を行うことから、事務処理の標準化のため、中段あたりになりますけれども、国保情報集約システム等対応プログラム及びコクホラインシステムプログラムの改修委託料と国保事務の効率的な運営を行うため、国保総合システム機器を更新することから、備品購入費が増額となっております。

２目、連合会負担金は被保険者の減少により前年度より２０万４，０００円減の１２９万８，０００円であります。

一番下の２項、徴税費１９０万８，０００円につきましては、次の３１２ページ、３１３ページをお開き願います。

国民健康保険税の賦課徴収に係る経費等でございます。この中では、前年度購入の車両取得に係る経費が減少し、１５４万４，０００円の減額となっております。

３項、運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会委員報酬１８万円であります。

４項、趣旨普及費の主なものは消耗品でありますが、国保制度改正周知用及びジェネリック使用啓発パンフレットであります。

３１４ページ、３１５ページをお開き願います。

２款、保険給付費、１項、療養諸費、１目、一般被保険者療養給付費につきましては、過去の受診件数、療養給付費の実績を推計いたしまして、前年度比２，３６１万６，０００円減額の１５億１，１６９万円を見込んでおります。

その下の２目、退職被保険者等療養給付費につきましては、６０歳以上６５歳未満で厚生年金などの老齢年金受給者の給付金で平成２７年３月末に制度廃止となっておりますが、既に加入していたものの６５歳までの給付費であります。過去の受診件数、療養給付費の実績を推計し、前年度対比５，７５５万７，０００円減の４，９１３万８，０００円を見込んでおります。

３目、一般被保険者療養費１，４２０万６，０００円、４目、退職被保険者等療養費５８万８，０００円つきましても、過去の受診件数、療養給付費の実績を推計し、見込んでおります。

５目、審査支払手数料につきましては、療養給付費、療養費の審査支払事務に要する経費であります。

２項、高額療養費、一番下の１目、一般被保険者高額療養費２億２，０５５万３，０００円でありますが、過去の実績を推計し、高額治療に係る給付費の増額を見込みまして、前年対比１，１８０万２，０００円の増額となっております。

次に、３１６ページ、３１７ページをお開き願います。

２目、退職被保険者等高額療養費１，２３６万６，０００円につきましては、過去の実績を勘案しまして、対前年度比８２９万２，０００円の減額を見込んでおります。

３目、一般被保険者高額合算療養費、４目、退職被保険者等高額合算療養費につきましても、同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方の負担があり、合算した年間の負担額が規定の自己負担額を超えた場合の経費であります。

３項、移送費につきましては、移動が困難な被保険者が医師の指示により緊急的な必要性がある場合に要する経費であります。

４項、出産育児諸費につきましては、過去の実績により前年度より５名減の３５名分の出産育児一時金を計上しております。

一番下の５目、葬祭諸費は３１８ページ、３１９ページをお開き願います。葬祭費につきましても、過去の実績により前年

度より５名減の４５名分を見込んでおります。

次の３２０ページ、３２１ページ、３款、後期高齢者支援金等２億８，７５４万５，０００円につきましては、後期高齢者医療に係る国民健康保険加入者が負担する支援金と事務費拠出金であります。

次の３２２ページ、３２３ページをお開き願います。

４款、前期高齢者納付金１０５万２，０００円につきましては、６５歳から７４歳までの前期高齢者について各保険者間の医療費の財政調整制度に係る納付金と事務費拠出金であります。

次の３２４ページ、３２５ページ、５款、老人保健拠出金につきましては、老人保健事務費に係る拠出金であります。

次の３２６ページ、３２７ページ、６款、介護納付金１億１，５４１万５，０００円につきましては、４０歳から６４歳までの介護保険第２号被保険者に係る納付金であります。

３２８ページ、３２９ページをお開き願います。

７款、共同事業拠出金、１目、高額療養費拠出金６，０２６万６，０００円は、高額な医療費の発生に伴う市町村保険者の急激な負担増となることの分散を図り、保険者の財政運営の安定化を図るため、国保連合会が行う事業で、レセプト１件当たり８０万円を超す医療費のうち、超えた部分の１００分の５９相当額を拠出するものです。なお、拠出金の財源は国が４分の１、道が４分の１、町が２分の１負担することになっております。

その下の２目、保険財政共同安定化事業拠出金の６億４，６５１万８，０００円につきましては、保険者間の保険料の標準化、財政運営の安定化を図るため、国保連合会が行う事業で、レセプト１件当たり８０万円までの医療費に国が示した給付費を乗じた金額の１００分の５９相当額を拠出対象額とし、被保険者数及び医療費により算定され、拠出するものです。

その下の３目、その他共同事業拠出金につきましては、国保連合会が行う年金等受給者一覧表作成にかかる負担金でございます。

次に、３３０ページ、３３１ページをお開き願います。

８款、保健事業費、１項、保健事業費につきましては、生活習慣病予防や健康増進などの健康に関する健康教室や講習会の開催、がん検診、脳ドック検診、個別予防接種等に係る事業費並びに事務費となっております。前年度と大きな変更はございませんが、被保険者の健康保持増進に努めるため、保有する健康医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、健康事業実施計画、データヘルス計画を策定する予定でおります。

なお、がん検診負担金、脳ドック負担金、個別予防接種負担金、エキノコックス症検査負担金、肝炎ウイルス検査負担金については、健診等の受診率向上の取り組みを推進するとともに、早期発見による医療費削減効果があることを踏まえ、健康づくりのため、運動指導業務負担金を合わせて国保加入者分に係る費用を国保会計で負担するものであります。

２項、特定健康診査等事業費につきましては、医療費増大の要因の一つであるメタボリックシンドロームを予防し、生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、４０歳から７４歳までを対象に生活改善を指導するための健康診査、保健指導に係る経費でございます。

次の３３２ページ以降、前年度と大きな変更はございません。

歳出は以上であります。

次に、歳入を御説明いたしますので、２９０ページ、２９１ページをお開き願います。

２、歳入。

１款、国民健康保険税は総額５億９，２９１万６，０００円で、対前年度比で４１１万９，０００円の増額であります。主な要因は、給与、営業所得の増加によるものであります。

次に、２９２ページ、２９３ページをお開き願います。

２款、国庫支出金、１項、国庫負担金、１目、療養給付費等負担金は、療養給付費、介護納付金、後期高齢者支援金の３２％が国から負担されるものであります。

その下の２目、高額医療費共同事業負担金は、高額療養費に係る拠出金に対する国の負担分４分の１であります。

その下の３目、特定健康診査等負担金は、特定健康診査に係る国の負担分３分の１であります。

一番下の２項、国庫補助金、１目、財政調整交付金は、市町村の財政力の不均衡を是正するため交付されるもので、調整交付金の交付額９％のうち７％が普通調整交付金として、２％が特別の事情を考慮した特別調整交付金として交付されるものであります。

次の２９４ページ、２９５ページをお開き願います。

３款、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療に係る費用のうち、退職者分の保険税以外で賄うことができない費用について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

次の２９６ページ、２９７ページをお開き願います。

４款、前期高齢者交付金につきましては、６５歳から７４歳までの加入者の医療負担の保険者格差を調整するため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

次に、２９８ページ、２９９ページをお開き願います。

５款、道支出金、１項、道負担金、１目、高額療養費共同事業負担金は高額療養費に係る拠出金に対する北海道の負担分４分の１であります。

２目、特定健康診査等負担金は特定健康診査に係る北海道の負担分３分の１でございます。

２項、道補助金、１目、財政調整交付金は、９％のうち６％が普通調整交付金として、３％が特別調整交付金として交付されるものでございます。

次に、３００ページ、３０１ページをお開き願います。

６款、共同事業交付金、１目の共同事業交付金は、１件当たり８０万円を超える高額医療費に対して、超える額の１００分の５９が交付されるもので、その下の２目、保険財政共同安定化事業交付金は１件当たり１円以上８０万円までの額に国が示した給付率を乗じた金額の１００分の５９が交付されるものです。

次の３０２ページ、３０３ページ、７款、財産収入は国民健康保険基金の利子でございます。

次に、３０４ページ、３０５ページをお開き願います。

８款、繰入金、１項、他会計繰入金、１目、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金軽減分８，８６６万３，０００円につきましては、保険税の負担能力が低い低所得者に係る保険税軽減分、２割、５割、７割分について一般会計に収入される北海道負担金分４分の３と美幌町の負担分４分の１を繰り入れるものでございます。

その下の保険基盤安定繰入金支援分４，８３６万６，０００円については、保険税の軽減対象、２割、５割、７割となっていた低所得者数に応じた平均保険税の一定割合について一般会計に収入される国の負担分２分の１と北海道負担分４分の１、美幌町負担分４分の１を繰り入れるものでございます。

その下のその他一般会計繰入金９，３４０万７，０００円につきましては、国保事業の

運営に要する職員９名分の人件費、事務費、出産育児一時金の３分の２、交付税措置される国保財政安定化支援分を繰り入れるものでございます。

その下の２項、基金繰入金、国民健康保険基金繰入金につきましては、保険税等の収入不足を補填するために繰り入れるものであります。

なお、この繰り入れの結果、平成２９年度末の基金残高は２，１０１万７，０００円の見込みであります。

３０６ページ、９款、繰越金以降につきましては、前年度と大きな変更はございません。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

―――――――――――――――――――――――――

◎延会の議決

○議長（大原　昇君）　お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

―――――――――――――――――――――――――

◎延会宣言

○議長（大原　昇君）　本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後　３時５９分　延会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員